

森林経営計画制度運営要領

〔平成24年 3 月26日付け23林整計第230号〕
林野庁長官通知

最終改正

〔平成26年 3 月18日付け25林整計第875号〕

I 森林経営計画

1 森林経営計画作成の援助

都道府県知事は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第191条第1項の規定により森林経営計画の作成及びその達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあっせんその他の援助、また、市町村の長は、同条第2項の規定により森林の経営の受託又は委託に必要な情報の提供、助言又はあっせんや、森林経営計画の作成及びその達成のために必要な助言、指導その他の援助を行う必要があるが、特に留意すべき事項は以下のとおりである。

(1) 森林経営計画の作成に必要な資料の提供

都道府県知事及び市町村の長は、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者から森林経営計画の作成に必要な資料について援助の申請があった場合には、個人情報保護に関する条例の定めるところに従い、森林簿、林地所有者台帳（森林の土地の所有者となった旨の届出制度の運用について（平成24年 3 月26日付け23林整計第312号林野庁長官通知）6に定める林地所有者台帳をいう。以下同じ。）、森林計画図その他の森林経営計画の作成に必要な資料を提供することとする。

(2) 森林経営計画の作成の指導

都道府県知事及び市町村の長は、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者から森林経営計画の作成について技術上の指導援助の申出があった場合には、市町村森林整備計画及び森林の現況に基づき、その森林経営計画の作成に必要な指導を行うこととする。

森林経営計画の対象とする森林（以下「計画対象森林」という。）においては、市町村森林整備計画の達成に資する適切な森林の施業及び保護が長期的かつ持続的に実施されることが重要であることから、森林経営計画を長期にわたり継続して作成するよう森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者に対して指導を行うこととする。

さらに、都道府県知事及び市町村の長は、小規模森林所有者の所有する森林であって、当該森林所有者が自ら森林経営計画に従って適切に森林の施業及び保護を実施できると見込まれるものについては、当該森林所有者に対し、他の森林所有者又は森林所有者から委託を受けて森林の経営を行う者との共同により一体的かつ効率的な森林の施業及び保護を実施することを旨として森林経営計画を作成するよう指導することとする。

(3) 森林所有者に代わって森林の経営を行う者による森林経営計画の作成の推進

都道府県知事及び市町村の長は、自ら適切な森林の施業及び保護を実施することが困難な森林所有者が所有する森林については、森林の施業の集約化を図り、効率的な森林施業等を推進するため、意欲ある林業経営体や林業事業体への森林の経営の委託を働きかけ、当該委託を受けることにより森林所有者に代わって森林の経営を行う者による森林経営計画の作成

の推進に努めることとする。

また、森林経営計画の作成を推進するため、その作成に当たっては、計画対象森林の調査、共同化についての調整も含め森林の経営に関して、専門的技術を有する森林施業プランナー等を活用するよう森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者を指導するものとする。

さらに、意欲ある林業経営体や林業事業者が森林所有者に対して行う森林の経営の受委託の働きかけを促進するため、都道府県知事及び市町村の長は当該林業経営体等の情報管理体制を勘案の上、個人情報保護に関する条例の定めるところに従い、森林簿、林地所有者台帳及び森林計画図の提供に努めることとする。

(4) 森林組合等による森林経営計画の作成等

都道府県知事及び市町村の長は、森林経営計画の作成を促進し、本制度の円滑な運営の確保を図るためには、森林経営計画の作成に要する知見の乏しい小規模森林所有者等に技術的援助をする必要があるため、森林組合法（昭和53年法律第36号）第9条第2項の規定により森林組合が組合員のための森林経営計画の作成の事務を行うことができることとなっている趣旨を踏まえて森林組合等が森林経営計画の作成又は作成についての指導援助を行うよう指導することとする。

2 森林経営計画の認定

森林経営計画の認定権者は、森林経営計画の認定に当たり、認定請求書及び森林経営計画書の記載事項及び添付書類に不備がある場合など法令等に定められた形式的要件に適合していない認定請求にあっては、速やかに当該請求者に補正を求めることとする。また、当該請求が法第11条第5項に掲げる要件のいずれかを満たしていないと認められる場合には、当該請求者に認定請求を取り下げ当該森林経営計画の内容の修正を行った上で改めて認定請求するよう指導することとする。

なお、当該森林経営計画に火入れに関する事項が記載され、かつ、当該火入れをする森林が国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号。以下「管理経営法」という。）第2条に定める国有林野に近接する森林であるときは、法第11条第6項の規定により当該国有林野を管轄する森林管理署長に協議し、同意を得なければならない。この場合の「国有林野に近接する」とは、当該森林経営計画に記載された火入れをする森林の周囲1キロメートルの範囲内に国有林野がある場合である（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。）第41条）。

さらに、市町村の長は、法第10条の12の規定により、市町村の求めに応じて林業普及指導員等（森林総合監理士を含む。）が森林経営計画の認定など市町村森林整備計画の達成に必要な専門的な技術及び知識を要する協力を行うこととされていることを踏まえ、同制度の積極的な活用を図ることとする。

(1) 認定請求の資格等

ア 森林経営計画の認定の請求をすることができる者の資格

森林経営計画の認定の請求をすることができる者は、法第11条第1項に規定する森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者すなわち当該森林を育成することができ、自ら森林の経営を行う者であるが、本制度の実施上問題となるケースについて、次

のとおり運用を図ることとする。

なお、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者であっても、認定の請求をしようとする森林経営計画の始期においては自らその対象とする森林の経営を行う者である場合であっても、例えば、分収林契約の期間が満了する場合など計画期間中に自ら森林の経営を行わなくなることが明らかな場合は、当該森林について森林経営計画の認定を請求することはできない。ただし、この場合であっても、当該森林を育成することができることとなる者の同意を別途得て、自ら森林の経営を行う者となる場合には、当該森林経営計画の計画期間を通じた認定の請求をすることは可能である。

また、認定請求者は、自ら森林の経営を行う者である限り、任意団体（権利能力なき社団）であってもよいが、この場合、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「令」という。）第11条第8号の団体となるよう指導することが望ましい。なお、認定請求に際しては、当該団体の構成員が所有する森林のうち当該団体に森林の経営が委託されている森林の範囲を特定する必要がある。

- (ア) 通常の共有に係る森林については、共有の各人が森林所有者であるが、自ら森林の経営を行う者であるためには、共有に係る全ての森林所有者により共同して認定の請求を行い又は共有に係る他の森林所有者から森林の経営の委託を受けることが必要である。
- (イ) 入会林野又は旧慣使用林野については、自己の意思と責任において森林の施業及び保護を行うことが慣行によって認められていない入会権者又は旧慣使用権者は森林所有者ではない。なお、この場合、認定請求者の資格を有するのは、入会林野又は旧慣使用林野の管理団体があるときは、森林所有者たる当該管理団体である。
- (ウ) 管理経営法第3章の規定による分収造林契約又は旧国有林野法の一部を改正する法律（昭和59年法律第27号）による改正前の国有林野法第4章の規定による部分林契約の場合においては、造林者が森林所有者であり、また、分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）に規定する分収造林契約及び分収育林契約の場合並びにその他の分収林契約にあっては契約対象樹木を契約当事者の共有として約定している場合においては、各契約当事者が森林所有者である。また、当該契約対象樹木に係る持分を有さない契約当事者は森林所有者ではないが、当該契約に基づき、契約対象樹木について植栽、保育又は管理を行う者は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者に含まれる。
- (エ) 地方公共団体等が森林の土地の所有者との間で、立木竹を所有（共有を含む。）し育成することができる旨の協定等を締結している場合には、当該地方公共団体等は森林所有者である。また、当該地方公共団体等が立木竹の所有権を有さない場合は森林所有者でないが、当該協定等に基づき立木竹を育成することができる場合は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者に含まれる。
- (オ) 森林所有者との森林の経営の委託契約に基づき一定期間（森林経営計画の計画期間を包含する5年以上）にわたり、森林所有者に代わって森林の経営を行う者は、森林所有者から森林の経営の委託を受けた者に含まれる。
- (カ) 立木を買い受けた素材生産業者等、森林所有者から森林の立木竹の所有権を取得した者は、通常の立木竹の買受けのみを内容とする契約が締結され、当該契約に基づき一定期間にわたる当該森林における立木竹の育成をすることができない場合には、森林経営計画の認定の請求を行うことはできない。

イ 計画対象森林の要件等

森林経営計画の計画対象森林は、法第11条第1項並びに令第3条第1号及び第2号に定める一体として整備することを相当とするもの（以下「一体整備相当森林」という。）として認定森林所有者等（法第12条第1項の認定森林所有者等をいう。以下同じ。）が所有している森林及び森林の経営を受託している森林（認定森林所有者等及び認定森林所有者等に森林の経営の委託をした者以外の者と共有している森林を除く。）の全てであり、計画期間中に施業を実施する予定のない森林や保護のみの対象となる森林も計画対象森林となる。

このため、規則第33条第1号に掲げる場合に該当する森林経営計画（以下「属地計画」という。）のうち同号イの規定に該当する森林経営計画（以下「林班計画」という。）にあつては同号イに基づく小流域内の自らが森林の経営を行う全ての森林、属地計画のうち同号ロの規定に該当する森林経営計画（以下「区域計画」という。）にあつては同号ロに基づく区域（以下「一体整備相当区域」という。）内の自らが森林の経営を行う全ての森林、規則第33条第2号に掲げる場合に該当する森林経営計画（以下「属人計画」という。）にあつては自らが森林の経営を行う全ての森林は、当該森林経営計画の対象とする必要がある。

なお、林班計画又は区域計画については、それぞれ小流域内又は一体整備相当区域内において同一の森林経営計画の対象とすることができると認められる森林は、当該森林経営計画の対象とするよう指導することとする。また、森林経営計画の認定後、森林の経営の委託を受けること等により新たに要件に該当することとなった森林は、その時点で当該森林経営計画の対象とするよう指導することとする。

計画対象森林に係る令第3条及び規則第33条の運用は、次により行うこととする。

- (ア) 林班計画の面積の基準となる小流域は、尾根筋等の天然地形や、森林の更新、立木の保護等に影響を及ぼす主風、積雪等の気象条件等の自然的条件及び林道、作業道、木材集積場等森林施業の実施に必要な施設の設置の状況からみて、造林、保育、伐採及び木材の搬出が一体として効率的に行われうる林班又は隣接する複数林班のまとまりをもっているものであることが必要である。

このため、森林経営計画の計画対象森林は、一の林班又は隣接する複数の林班に所在することを要する。また、当該森林を含む林班のうち、市町村の長が認定に際して（認定権者が市町村の長以外の場合にあつては、規則第46条第1項の意見聴取に対する回答に際して）一体整備相当森林の面積に含めないこととして指定した森林（以下「計画的な森林の施業及び保護が困難な森林等」という。）以外のものの面積の2分の1以上（複数林班の場合にあつては、林班ごとでなく、複数林班の森林の全体の2分の1以上の面積）であることが必要である。

- (イ) 区域計画の森林の面積の基準となる一体整備相当区域は、大規模な尾根筋や河川等の地形、人工林等の森林資源の状況、公道も含めた路網の整備の状況及び森林の所有・管理形態の状況等の地域の実情からみて、造林、保育、伐採及び木材の搬出が一体として効率的に行われうる森林の範囲であることが必要である。

一の区域計画の対象森林は、一の一体整備相当区域に所在し、計画的な森林の施業及び保護が困難な森林等を除いて30ヘクタール以上の面積であることが必要である。

なお、市町村森林整備計画において、一体整備相当区域が定められていない場合は、区域計画を作成することはできない。

(ウ) 属人計画は、森林の経営の実施の状況からみて同一の者により、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる場合であることから、計画対象森林は一の者が森林の経営を行うこととされていることが必要である。また、その面積は、計画的な森林の施業及び保護が困難な森林等を除いた、認定請求者が森林所有者である森林が100ヘクタール以上であることが必要である。

なお、共有となっている森林において、他の共有している者から森林の経営の委託を受けて当該森林の全てにつきその立木竹の育成を行うことができる者が、単独で森林経営計画の認定の請求をした場合にあつては、共有となっている森林の面積に当該認定請求者の持分割合を乗じて得た値を当該認定請求者が森林所有者である森林の面積であるとみなすこととする。

(エ) 森林経営計画制度は、森林の施業の一層の集約化に向けて計画対象森林を拡大することが重要であり、また、同制度の実効性を確保するため認定森林所有者等及び認定権者の双方が計画対象森林における森林の経営の計画及び実行状況を的確に把握する必要があることから、計画対象森林が他の森林経営計画の対象森林と重複しないよう指導するものとする。ただし、次の場合は、この限りではない。

① 新たに林班計画を作成しようとする場合であつて、当該計画対象森林の中に既に作成された属人計画又は区域計画の対象森林が含まれており、当該森林を新たに作成しようとする林班計画に含めないことにより、当該林班計画が規則第33条第1号イの規定に定める基準に適合しなくなるとき。

② 新たに属人計画又は区域計画を作成しようとする場合であつて、当該計画対象森林の中に既に作成された林班計画の対象森林が含まれており、当該森林を当該林班計画から除外することにより、当該林班計画が規則第33条第1号イの規定に定める基準に適合しなくなるとき。

ウ 森林の経営に関する長期の方針の扱い

法第11条第2項第1号に規定する森林の経営に関する長期の方針については、規則第35条第1号及び第4号の規定により、40年以上の期間に係る森林の経営の基本方針並びに5年ごとの伐採立木材積、造林面積及び作業路網の延長その他の作業路網の設置に関する長期の方針を記載することとされている。

これは、計画対象森林において、市町村森林整備計画の達成に資する適切な森林の施業及び保護が長期的かつ持続的に実施されることを確認することを目的とするものであるから、当該森林経営計画を作成しようとする者に対し、直前の森林経営計画（以下「旧計画」という。）の終期からの継続性の有無を記載するよう指導するとともに、継続して作成されている場合は、旧計画に記載された長期の方針との整合性を確認することとする。なお、森林経営計画は、継続的に森林経営計画を策定することにより持続的な森林経営を確保することを目的としていることを踏まえ、森林経営計画が継続的に作成されるよう指導することとする。

また、林班計画又は区域計画を共同して作成する場合にあつては、当該計画対象森林の周辺の森林の森林所有者又は当該森林経営計画を共同して作成する者からの申出に応じて委託を受けて行う森林の経営に関する長期の方針を記載することとされている（規則第35条第2号）。これは、林班計画又は区域計画を共同して作成する場合であっても森林の経営

を行う者の単一化を進める方針があればその旨を明らかにさせるとともに、林班計画又は区域計画が当該計画対象森林を含む林班内の他の森林所有者による森林経営計画への参画を阻害しないことを確認するためのものである。

このため、林班計画又は区域計画の認定請求者は、当該森林所有者による森林経営計画への参画に協力する旨を記載するよう指導することとする。なお、規則第35条第2号の森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林所有者とは、当該計画対象森林を含む林班内の森林所有者とする。

一方、属人計画については、当該計画対象森林を含む林班内の森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者の申出に応じて行う森林の経営に関する長期の方針を記載することとされている（規則35条第3号）。これは、属人計画が林班計画の作成を阻害しないことを確認するためのものであることから、属人計画の認定請求者は、当該林班計画の作成に協力する旨を記載するよう指導することとする。

エ 森林経営計画の記載事項

法第11条第2項第8号に規定する森林経営計画の記載事項については、規則第36条の規定により、計画的伐採対象森林のうち人工植栽に係るものの立木の樹高、森林の施業及び保護の共同化に関する事項、作業路網その他施設の整備に関する事項並びに主伐及び間伐の施業履歴とされている。

なお、一体整備相当区域内における効率的かつ持続的な森林の経営を推進するため、一体整備相当区域内の森林を対象とする林班計画、区域計画又は属人計画の認定請求者は、当該一体整備相当区域内の森林を対象とする他の森林経営計画が既に作成されている場合は、当該森林経営計画の認定森林所有者等と連携して効率的な森林の施業及び保護の実施並びに路網の設置及び維持管理に努める旨を記載するよう指導することとする。

また、規則第36条第1号ハの面積が著しく小さい森林とは、0.3ヘクタール以下の森林とし、当該森林に隣接している森林とは、当該森林との距離が20メートル未満である立木を含む一団の森林とし、認定請求者が自ら森林の経営を行わない森林を含むものとする。

オ 森林の経営の委託を受けた者であることを証する書面の扱い

規則第37条第1項第2号の規定により添付することとされている森林の経営の委託を受けた者であることを証する書面は、次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる書面とする。

- (ア) 認定請求者がアの(ウ)に示す分収林契約の契約当事者であって、当該契約の対象樹木に係る持分を有さないが、当該契約に基づき、その育成を行うことができる者である場合
当該分収林契約書の写し
- (イ) 認定請求者がアの(エ)に示す協定等を締結した地方公共団体等であって、当該協定等の対象となる立木竹の所有権を有さないが、当該協定等に基づき、その育成を行うことができる者である場合
当該協定書等の写し
- (ウ) 認定請求者がアの(オ)に示す森林の経営の委託契約により一定期間にわたり森林所有者に代わって森林の経営を行う者である場合
当該森林経営委託契約書の写し等

カ 森林の土地の所有者の同意があったことを証する書面の扱い

規則第37条第1項第3号の規定により添付することとされている森林の土地の所有者の同意があったことを証する書面は、次の(ア)又は(イ)に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ(ア)

又は(イ)に掲げる書面とする。ただし、オに掲げる書面において、当該計画対象森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網その他の施設の整備に関し、委任を受けている場合など森林の土地の所有者の同意があったことが明らかとなる場合にあっては、当該書面をもって同号の書面に代えることができるものとする。

- (ア) 当該計画対象森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網その他の施設の設置
当該施設の設置につき森林の土地の所有者の同意があったことを示す書面等の写し
- (イ) 当該計画対象森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網その他の施設の維持
管理 当該施設の利用及び維持管理について定めた協定書等の写し

(2) 認定基準等

ア 規則第38条に規定する森林施業の合理化に関する基準及び規則第39条に規定する公益的機能別森林施業の実施に関する基準の運用は、次により行うこととする。

- (ア) 規則第38条第3号（規則第39条において適用することとされる場合を含む。）に規定する「当該森林経営計画の期間内において間伐のために伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の100分の35以下」となっている旨の基準は、当該森林経営計画において間伐のため伐採することとされている森林ごとに適用する。

同号ニに掲げる要件に該当する森林には、計画期間内に樹冠疎密度が10分の8以上となる森林など市町村森林整備計画に定める標準的な間伐の方法に従って間伐を実施した場合に、当該間伐が終了した日から起算しておおむね5年を経過した日における当該森林の樹冠疎密度が10分の8以上であることが確実であると見込まれる森林が含まれるものと運用して差し支えない。

- (イ) 規則第38条第3号ハ（規則第39条において適用することとされる場合を含む。）に規定するその面積が著しく小さい森林とは、その面積が0.3ヘクタール以下の森林とする。
- (ウ) 本要領Ⅰの2(1)イ(エ)の①又は②に掲げる場合に該当し、林班計画の対象森林と属人計画又は区域計画の対象森林が重複する場合における当該林班計画への規則第38条第4号（規則第39条において適用することとされる場合を含む。）の基準の適用については、当該林班計画の対象森林から当該属人計画又は区域計画の対象森林を除いた部分に同号の基準を適用するものとする。

規則付録第2の算式のT1及びT2の「市町村森林整備計画において定められる間伐を実施すべき標準的な林齢・・・の差のうち最小なもの」とは、市町村森林整備計画において「平均的な間伐の実施時期の間隔」が定められている場合にあっては、当該「平均的な間伐の実施時期の間隔」（複数の間隔が定められている場合にあっては、その最小のもの）とする。なお、市町村森林整備計画において間伐を実施すべき標準的な林齢として一の林齢のみが定められている場合、標準伐期齢以上に係る間伐を実施すべき標準的な林齢について定めのない場合など、T1及びT2が定められない場合にあっては、T1については、一律で10（年間）、T2については、一律で15（年間）とする。

- (エ) 規則第38条第7号（規則第39条において適用することとされる場合を含む。）に規定する一箇所とは、立木の伐採により生ずる連続した伐採跡地をいう。また、連続しない伐採跡地があっても、相隣する伐採跡地で当該伐採跡地間の距離（当該伐採跡地間に介在する森林（未立木地を除く。）又は森林以外の土地の距離をいう。）が20メートル未満に接近

している部分が20メートル以上にわたっている場合は、一箇所とみなす。

ただし、立木の伐採により生ずる伐採跡地の形状が一部分くびれている場合であって、そのくびれている部分の幅が20メートル未満であり、かつ、その部分の長さが20メートルにわたっているときは、当該伐採跡地を一箇所とみなさない。

- (ウ) 規則第38条第8号（規則第39条において適用することとされる場合を含む。）に規定する当該森林経営計画の期間内において天然林（根株における発芽による更新が可能なものとして市町村森林整備計画に定められている樹種が生育している森林その他更新が確実と見込まれる森林を除く。）で伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の10分の7以下とする旨の基準は、当該森林経営計画において伐採が計画されている森林ごとに適用する。
- (カ) 規則第38条第9号（規則第39条において適用することとされる場合を含む。）に規定する当該森林経営計画の期間内において伐採することとされている立木の材積が、規則付録第3の算式により算出される材積以下とする旨の基準において、規則付録第4の超過伐採予定森林とは、同付録の算式により算出される材積を超えない範囲で超過伐採をすることが認められた森林をいい、同付録の調整対象森林とは、超過伐採予定森林において超過伐採が認められる際に、伐採材積を抑制することとなった森林をいう。この場合、超過伐採予定森林及び調整対象森林に係る材積の調整は、森林経営計画の認定を通じて行うこととする。
- (キ) 規則第39条第2項第1号イに規定する最大の材積とは、当該森林について適用すべき林分密度管理図における最多密度材積をいう。
- (ク) 規則第39条第2項第1号に規定する複層林施業森林のうち現況が単層林であるものにおける間伐の基準に関し、基準を適用すべき計画的間伐対象森林（複層林施業森林のうち現況が単層林であるものに限る。）の計画の期首における収量比数が100分の90を超える場合にあっては、収量比数を100分の75以下とするために行う間伐により林冠が急激に疎開することを回避するため、計画期間内における間伐を二回に分けて実施するよう指導することが望ましい。ただし、気象害の発生のおそれがない場合にあっては、この限りでない。
- (ケ) 規則第39条第2項第3号に規定する択伐複層林施業森林において実施される択伐とは、森林の構成を著しく変化させることなく逐次更新を確保することを旨として行う主伐であって、次に掲げるものとする。
- ① 伐採区域の立木をおおむね均等な割合で単木を選定し、又は10m未満の幅の帯状に選定してする伐採
 - ② 樹群を単位とし、当該伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ヘクタール未満である伐採
- (コ) 規則第39条第2項第4号及び第5号に規定する複層林施業森林（択伐複層林施業森林を除く。）において実施される伐採とは、森林を裸地化させることなく逐次更新を確保することを旨として行う主伐であって、次に掲げるものとする。
- ① 伐採区域の立木をおおむね均等な割合で単木を選定し、又は40m未満の幅の帯状に選定してする伐採
 - ② 樹群を単位とし当該伐採によって生ずる無立木地の面積が1ヘクタール未満である伐採

また、同項第4号に規定する当該森林経営計画の期間内において計画対象森林（択伐以外の複層林施業森林（人工植栽に係る森林又は根株における発芽による更新が可能なものとして市町村森林整備計画に定められている樹種が生育している森林その他更新が確実と見込まれる森林に限る。）に限る。）で伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の10分の7以下とする旨の基準は、当該伐採が計画されている森林ごとに適用する。同項第5号に規定する計画的伐採対象森林（複層林施業森林に限る。）のうち、主伐としてその立木を伐採することとされているものにつき、樹種、林相及び林齢を同じくする森林ごとに当該森林経営計画の期間内に伐採することとされている立木の材積が同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積の2分の1以上（択伐による複層林施業森林にあっては10分の7以上）維持しなければならないとする旨の基準は、当該伐採が計画されている森林ごとに適用する。

イ 法第11条第5項第3号に規定する市町村森林整備計画に照らして相当であると認められることとは、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

- ① 市町村森林整備計画において定められている立木竹の伐採（主伐）に関する事項、造林に関する事項及び間伐・保育に関する事項に適合していること
- ② 計画対象森林に公益的機能別施業森林の区域内の森林が含まれる場合において、当該森林について市町村森林整備計画において定められている公益的機能別施業森林の区域における施業の方法に適合していること
- ③ 森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が共同して森林経営計画を作成する場合においては市町村森林整備計画において定められている森林施業の共同化の促進に関する事項に適合していること
- ④ 法第11条第3項の規模拡大の目標を定めている場合にあつては、市町村森林整備計画に定められている作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項に適合していること
- ⑤ 計画対象森林に保健機能森林（森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号。以下「特別措置法」という。）第3条第2項第1号に規定する保健機能森林をいう。）の区域内の森林が含まれる場合において、市町村森林整備計画において定められている保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に適合していること
- ⑥ 区域計画において、計画対象森林の全てが一の一体整備相当区域内に所在していること

ウ 法第11条第5項第4号に規定する要件は、計画対象森林における既設の作業路網及び森林経営計画において定められた作業路網等の整備に関する事項に照らして、森林経営計画に定められた森林の施業及び保護が実施できると認められることとする。

エ 法第11条第5項第7号に規定する要件は、計画対象森林に法第39条の4第1項第1号に規定する要整備森林が含まれる場合において、地域森林計画に定められた当該要整備森林について実施すべき施業の方法及び時期に従っていることとする。

オ 法第21条第4項に基づき、認定森林所有者等が森林経営計画に記載された火入れをしようとするときは、規則第47条第2項に従い、あらかじめ時間的余裕をもって市町村の長に指示を求め、その指示に従って火入れをするよう指導することとする。なお、あわせて、

火入れをする森林の周囲1キロメートル以内にある立木竹の所有者又は管理者（森林管理署長を含む。）にあらかじめ通知するよう指導することが望ましい。

カ なお、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号。以下「木材安定供給確保法」という。）第4条の規定に基づく木材安定供給確保事業計画（以下「事業計画」という。）において伐採が計画されている森林を対象に含む森林経営計画の作成に当たっては、「木材の安定供給の確保に関する特別措置法の運用について」（平成8年11月1日付け8林野流第106号林野庁長官通知）の第5の4に留意することとする。

3 森林経営計画の変更

(1) 法第12条第1項第1号に規定する認定森林所有者等が計画対象森林の一部につき自ら森林の経営を行わなくなった場合又は計画対象森林以外の森林であって令第3条第2号で定める基準に適合するもの（林班計画にあつては林班計画の対象森林が所在する林班内の森林、区域計画にあつては区域計画の対象森林が所在する一体整備相当区域内の森林、属人計画にあつては認定請求書が、自ら所有し又は森林所有者から森林の経営の委託を受けている森林をいう。）につき新たに自ら森林の経営を行うこととなった場合とは、次に掲げる場合である。

ア 計画対象森林の一部につき自ら森林の経営を行わなくなった場合

(ア) 計画対象森林の土地の一部が農地、宅地等に転用され、又は地すべり等が生じたため、当該森林が森林でなくなり将来とも森林としての用に供することがないことが確実となった場合

(イ) 森林所有者である認定森林所有者等が、計画対象森林の土地の一部又は全部につき、他人に売渡し、贈与、賃貸、地上権の設定等（認定森林所有者等の死亡、解散又は分割がなされ、包括承継人がいない場合を含む。）のため森林所有者でなくなり、又は森林経営委託契約の締結等により自ら森林の経営を行わなくなった場合

(ウ) 森林の経営の委託を受けた認定森林所有者等が、森林所有者との間で締結していた森林経営委託契約の解約等により、計画対象森林の一部又は全部につき森林の経営の委託を受けた者でなくなった場合

イ 新たに自ら森林の経営を行うこととなった場合

(ア) 農地、宅地等に森林が造成されたため、新たに森林となり将来とも森林としての用に供することとなることが確実となった場合

(イ) 認定森林所有者等が、森林所有者でない森林につき、買入れ、相続、遺贈、受贈、賃貸、地上権の設定等のため森林所有者となり、又はその所有する森林につき、森林経営委託契約の解約等により自ら森林の経営を行う森林となった場合

(ウ) 認定森林所有者等が、他の森林所有者との間で新たに森林経営委託契約を締結することにより、当該森林につき森林の経営の委託を受けた者となった場合

これらの場合には、当該計画対象森林のうち、認定森林所有者等が、自ら森林の経営を行わなくなった森林に係る部分を削除し、又は新たに森林の経営を行うことになった森林を追加するほか、それ以外の部分の森林についての森林の経営の内容についても必要に応じ所要の変更をすることとされている。

ただし、計画的な森林の施業又は保護を実施することが、困難又は不適當である森林、具体的には、

- ① 当該森林の土地が湿地であることその他その土地における立木の更新が著しく困難であると認められている森林
- ② 森林経営計画の計画期間内において、当該森林が立木の生育に供されなくなることが明らかであると認められる森林

については、法第12条第1項第1号に掲げる場合に該当しないものと運用して差し支えない。

また、法第12条第1項第1号に掲げる場合の計画の変更の手続は、規則第42条第1項の規定により義務的変更を行わなければならない日から30日以内に変更認定請求書及び変更後の森林経営計画書を提出しなければならない。この場合の変更認定の請求をする者は、義務的変更が必要となった森林経営計画の認定森林所有者等である。

したがって、当該森林経営計画が共同の森林経営計画である場合にあっては、その全ての認定森林所有者等が共同連名で変更認定の請求を行わなければならない。ただし、認定森林所有者等の一部がアの(イ)又は(ウ)に掲げる場合に該当して森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者でなくなった場合は、これを除く全ての認定森林所有者等が、森林所有者でなくなった者が所有していた森林及び森林の経営の委託を受けなくなった者が当該委託を受けていた森林を計画対象森林から除く変更の認定請求をすれば足りる。この場合、アの(イ)又は(ウ)に掲げる場合に該当して当該義務的変更が必要な計画対象森林について新たに森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が、法第12条第2項（自主的変更）の規定に基づき、森林所有者でなくなった者が所有していた森林及び森林の経営の委託を受けなくなった森林を引き継ぐ形で変更の認定を受けた場合にあっては、義務的変更の手続を省略することができる。

(2) 法第13条の規定による通知は、次に掲げる場合にすることとする。

ア 法第11条第5項第2号イの農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準又は同号ロの農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準が変更されたため、当該森林経営計画の内容が当該基準に適合しなくなったと認められる場合

イ 市町村森林整備計画の樹立又は変更が行われたため、当該森林経営計画の内容が、法第11条第5項各号に掲げる要件に適合しなくなったと認められる場合

ウ 地域森林計画の樹立又は変更により、当該森林経営計画の内容が、法第11条第5項第7号に規定する要件に適合しなくなったと認められる場合

エ (1)のア又はイに掲げる場合に該当することとなったにもかかわらず、認定森林所有者等が森林経営計画の変更について認定の請求をしないと認められる場合

(3) 法第12条第2項に該当する変更の認定請求は、当該森林経営計画において伐採（間伐を含む。）等の森林の施業又は保護を行うこととされていなかった森林につき新たに伐採（間伐を含む。）等の森林の施業又は保護を行うこととする場合、認定森林所有者等以外の者が新たに計画に参画する場合その他必要な場合にできることとする。

なお、計画対象森林における継続的な森林施業及び保護の実施による持続的な森林の経営を確保するとともに、森林経営計画制度の実効性を確保するため、一旦認定された計画対象森林については、継続して当該森林経営計画の対象森林とするよう指導することとする。

(4) 変更後の森林経営計画書及び添付書類については、変更に関する部分のみであっても差し支えないこととする。

(5) なお、木材安定供給確保法第4条の規定に基づく事業計画において伐採が計画されている

森林を対象に含む森林経営計画の変更については、「木材の安定供給の確保に関する特別措置法の運用について」の第5の4に留意することとする。

4 森林経営計画の変更の認定

法第12条第1項及び第2項の規定による変更認定の請求があった場合において同条第3項において準用する法第11条第5項第2号の基準のうち規則第38条第3号、第4号、第8号及び第9号（規則第39条において適用することとされる場合を含む。）並びに第39条第2項第4号から第8号までに適合するかどうかの変更認定については、原則として対象森林の異動が森林経営計画の始期にあったものとみなして、当該認定森林所有者等が森林経営計画の期間内にする森林の施業につき当該基準に適合しているかどうかを認定するものとする。

5 森林経営計画の遵守

法第14条に規定する森林経営計画の遵守違反に対しては、本制度の趣旨に照らし罰則はない。しかし、遵守違反は認定の取消事由に当たるので、この判定いかんが本制度の運用に重要な意味をもつことになる。したがって、その判定基準については次のようにすることとする。

- (1) 森林経営計画を遵守するとは、法第11条第5項第2号イの農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準及び同号ロの農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準に従って、森林経営計画に定められた森林の施業及び保護を執行することである。
- (2) 認定森林所有者等が森林経営計画に従わなかった場合において、そのことにつき故意又は過失がない場合（例えば立木売りの場合においては、認定森林所有者等である森林所有者が売買契約において、買受人が一定の期限内に立木の伐出を完了すべき旨の特約をしたにもかかわらず、買受人がこれを履行しなかった場合）には、遵守違反の責任を問われないものと解される。
- (3) 法第14条に規定する災害による場合とは、火災、風水害、病虫害その他の災害によって、森林経営計画に定められている施業及び保護ができなかった場合又は当該森林経営計画において定められていない施業及び保護をすることが必要となった場合である。

また、同条に規定するその他やむを得ない理由による場合とは、実測により実行量と計画量との間に誤差を生じた場合のほか、法令に基づく処分によりその森林の経営が義務づけられた場合等であって、森林経営計画の変更の認定請求をする十分な時間がなかった場合が考えられる。これ以外に令第3条第1号に基づき農林水産大臣が告示に定める基準に従って、市町村の長が指定した森林のうち計画期間内に立木の生育に供されなくなることが明らかなものに該当する伐採（林道等の開設のための支障木の伐採又は治山事業の実施に伴う伐採）など規則第36条第1号ニに規定する「計画的な森林施業を行うこととされていない森林」の伐採は、規則第38条第1項第1号、第2号又は第6号から第8号まで（規則第40条において適用することとされる場合を含む。）との関係で不整合が生じても法第14条のその他やむを得ない理由による場合を含めることとする。

なお、当該施業及び保護を実施できなかったことが法第14条の「災害その他やむを得ない理由による場合」に該当するか否かは、被害の発生状況、被害の発生時期、当該施業の実施時期等によって判断することとなるが、復旧のため行う施業であっても、森林経営計画を変更する

のに十分な時間が経過した後において当該森林経営計画の変更の認定請求をせずに行った場合には遵守義務違反となる場合もあるので留意すること。

6 伐採等の届出

- (1) 法第15条の規定に基づく届出は、規則第44条第1項の規定によりの森林の伐採、造林、作業路網の設置等につき行うこととされているが、これらの届出は、この制度の適確な実施を図るための指導、助言その他の援助や認定の取消し等の資料となるので、当該届出書の提出があったときは、その届出書に記載されている事項について現地調査その他の方法により確認することとする。
- (2) 規則第44条第2項の立木の伐採若しくは造林又は作業路網の設置が終わった日とは、当該森林経営計画の時期ごとの立木の伐採若しくは造林又は作業路網の設置についての計画に従ったその立木の伐採若しくは造林又は作業路網の設置を完了した日とする。

7 認定の取消し

- (1) 法第16条の認定の取消しは、森林経営計画制度の実効性を確保するための最終的な措置であるから、努めてそのような事態が発生しないよう事前の指導に万全を期すこととする。
特に、間伐及び主伐の合理化に関する基準となる規則付録第2の算式により算出される面積及び規則付録第3の算式により算出される材積については、森林経営計画の認定時等に認定森林所有者等に周知するとともに、当該基準に適合した間伐等が行われるよう適切な指導及び助言を行うこととする。
- (2) 法第16条各号に該当する場合であっても、その後の森林経営計画の実行が明らかに確保されると認められる場合には、取消しを行わず、計画的な森林の施業及び保護の推進を図られるよう指導することとする。
- (3) (1)及び(2)の指導にもかかわらず、当該森林経営計画の実行が確保されると認められない場合には、厳正に認定の取消しを行うものとする。
- (4) 認定の取消しの効果は、認定が取り消された以降、認定森林所有者等が課せられていた義務が消滅し、免除されていた義務が復活することとなることである。
なお、認定の取消しを受けた場合には、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第30条の2第5項の規定により、取り消された森林経営計画の始期に遡って同法に基づく森林経営計画に係る特例措置が不適用となるなど、当該措置の適用時に遡って優遇措置が不適用となる場合がある旨をあらかじめ認定森林所有者等に周知するよう努めることとする。

8 数市町村にわたる場合の取扱いについて

計画対象森林の所在地が2以上の市町村にわたる場合の運用は、次のとおりとする。

- (1) 森林経営計画の援助
 - ア 森林経営計画の作成の指導は、その森林経営計画について援助の申請を受けた都道府県知事が行うこととする。
 - イ 森林経営計画の作成に必要な資料について援助の申請があった場合には、当該都道府県に該当する資料を提供する等必要な指導をすることとする。
- (2) 森林経営計画の認定請求等

森林経営計画の認定の請求及び伐採等の届出は、法第19条第1項に規定する区分に従って、都道府県知事又は農林水産大臣に対して行うよう指導することとする。また、法第12条第1項及び第2項の変更に係る請求についても同様とする。

9 様式

森林経営計画制度に関連する様式については、規則第106条の規定に基づき定められているもののほか、次に定めるとおりとする。

(1) 森林経営計画書

森林経営計画書は、法第11条第2項各号の事項（同項第1号の森林の経営に関する長期の方針については規則第35条各号の事項）が記載されていればよく、様式は特に定めないが、模範例を付録1のとおり定めたので、これに沿うよう指導するものとする。

(2) 変更後の森林経営計画

変更後の森林経営計画書においても、付録1を参考とすること。なお、変更の場合における記載は、変更に係る部分についてのみで差し支えない。

(3) 森林経営計画の添付書類等

規則第37条第1項第1号の添付図面の様式は特に定めないが、当該計画対象森林の各林分の位置、地形、作業路網等の整備状況及び今後の整備の予定並びに当該計画対象森林のうち主伐を行う森林の当該主伐の時期ごとの区域について明示するものとする。また、作業路網等の整備状況とあわせて、搬出を伴う間伐を行う森林の区域とともに、必要に応じてその区域内の作業システムを、適宜森林をとりまとめて明示するものとする。

(4) 森林経営計画認定書

森林経営計画の認定の請求をした者に対する認定書の様式の模範例は、付録2のとおりとする。

(5) 変更後の森林経営計画認定書

森林経営計画の変更の認定の請求をした者に対する認定書の様式の模範例は、付録2のとおりとする。

(6) 森林経営計画の変更に関する通知書

法第13条の森林経営計画の変更に関する通知書の様式の模範例は、付録3のとおりとする。

(7) 森林経営計画認定の取消通知書

法第16条の認定の取消通知書の様式の模範例は、付録4のとおりとする。

(8) 森林経営計画認定簿

森林経営計画制度の円滑な推進に資するため、認定森林所有者等別に関係事項を整理する認定簿を市町村に備え付けるものとする。なお、様式の模範例は付録5のとおりとする。

(9) 森林経営計画実行簿

森林経営計画制度の実行確保に資するため、認定森林所有者等別に計画量及び実行量、届出書の提出状況等を記録する実行簿を市町村に備え付けるものとする。なお、様式の模範例は付録6のとおりとする。

(10) 森林経営計画事業簿

森林経営計画制度に基づく施業等の円滑な実施に資するため、各年度の始期において、その日を計画期間に含む森林経営計画の計画量を計画別に記録する事業簿を市町村に備え付け

るものとし、林業事業者や林業経営体からの求めに応じて、その情報の提供に努めるものとする。なお、事業簿に記録する計画量は、(9)の実行簿の計画内容の欄に記載された計画量から転記するものとし、様式の模範例は付録7のとおりとする。

II 森林保健機能増進計画を森林経営計画の全部又は一部として定める場合

森林保健機能増進計画を森林経営計画の全部又は一部として定める場合の運用は、Iによるほか、以下によることとする。

1 森林経営計画作成の援助

(1) 森林経営計画の作成の指導

市町村の長は、森林保健機能増進計画をその全部又は一部とする森林経営計画の認定を求めようとする森林所有者に対して、保健機能森林の区域の設定の目的が達成されるよう、当該計画の内容について指導するとともに、認定の要件及び手続等について説明し、適正な書類等の提出等がなされるよう指導することとする。

なお、森林保健機能増進計画をその全部又は一部として定める森林経営計画については森林所有者に限り作成できることに留意すること。この場合、当該森林経営計画が共同して作成される場合にあつては、当該計画対象森林のうち当該森林保健機能増進計画に係る森林以外の森林については森林所有者以外の者が作成することが可能である。

(2) 共同森林経営計画の作成の指導

市町村の長は、数人の森林所有者により共同の森林保健機能増進計画をその全部又は一部とする共同の森林経営計画が作成される場合には、必要に応じて、共同の事業主体の設立等につき森林所有者間の十分な話し合いが行われるよう適切な助言を行うものとする。

2 森林経営計画の認定

(1) 認定基準

ア 特別措置法第6条第3項第1号に規定する森林保健機能増進計画の内容が計画対象森林に係る森林の保健機能の増進を図るために有効かつ適切なものであることとは、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法の運用について」（平成2年5月16日付け2林野企第39号林野庁長官通知。以下「長官通知」という。）第3の1において定められている森林の施業の方法、森林保健施設の整備内容及び維持運営方法に従っていることとする。

イ 特別措置法第6条第3項第2号に規定する計画対象森林の面積のうち整備しようとする森林保健施設の面積の占める比率が農林水産省令で定める比率以下であることとは、「計画対象森林のうち整備しようとする森林保健施設の面積の占める比率」が森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行規則（平成元年農林水産省令第18号。以下「施行規則」という。）付録第一の算式により算定される比率以下であることとする。なお、総量規制の適用に当たっては、長官通知第3の2に留意すること。

ウ 特別措置法第6条第3項第3号に規定する森林の施業の方法並びに整備しようとする森林保健施設の位置、規模、配置及び構造が農林水産省令で定める技術的基準に適合することとは、施行規則別表において定められている技術的基準に従っていることとする。なお、技術的基準の適用に当たっては、長官通知第3の3に留意すること。

エ 特別措置法第6条第3項第4号に規定する計画対象森林の全部又は一部が法第25条第1

項又は第2項の規定により指定された保安林（以下「保安林」という。）である場合には、当該保安林の区域内において行われる森林保健施設の整備が当該保安林の指定目的（同条第1項第10号に掲げるものを除く。）の達成に支障を及ぼさないと認められることとは、長官通知第3の4において定められている保安林の指定目的の達成に支障を及ぼさないことの内容に従っていることとする。

(2) 市町村の長が認定する森林経営計画に係る都道府県知事の同意

市町村の長が森林経営計画の認定をしようとするときは、特別措置法第6条第4項の規定により都道府県知事の同意を得なければならないとされているが、当該森林経営計画の認定の期限は森林保健機能増進計画を含まない場合と同じであるので、特に留意すること。

都道府県知事は、特別措置法第6条第4項に規定する同意に当たっては、長官通知第3の5に留意するとともに、森林計画担当係、保安林担当係及び林地開発担当係が相互に密接な連携を図り適切に対処すること。

(3) 森林保健機能増進計画の審査

森林保健機能増進計画の審査に当たっては、森林施業の実施の確実性、保全施設の設置の先行、安全施設や衛生施設の適切な設置、森林保健施設の整備の確実性等について留意するとともに、調書を作成し、適切に実施すること。

(4) 森林経営計画の義務変更

特別措置法第6条第3項各号に掲げる要件に適合しなくなったと認められる場合には、当該森林経営計画の変更を行い、森林保健機能増進計画を含まないものに改める必要がある。

3 森林経営計画の変更の認定

特別措置法第6条第3項各号の基準に適合するかどうかの認定については、当該森林経営計画の期間内にする森林保健施設の整備及び計画対象森林に係る森林の施業の方法が同項各号の基準に適合しているかどうかを認定することとする。

4 森林経営計画の遵守

(1) 森林保健施設の整備が請負人の責任により計画どおり行われなかった場合には、遵守違反の責任を問われないものと解される。

(2) 森林保健施設の整備が計画を逸脱していないと解される範囲は、特別措置法第6条第3項各号の要件を満たしているときであって、かつ、故意又は過失により計画と異なる整備をした場合以外である。

5 伐採等の届出

(1) 市町村の長は認定を受けた森林所有者が森林経営計画に従って森林保健施設を整備する場合、森林保健施設ごとにその整備を開始する日までに着手届を提出するよう指導することとする。

なお、森林保健施設の整備について行政庁の許可等の処分を必要とするときは、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては当該処分があったことを証する書類）を添付することとする。

また、森林所有者は、森林保健施設の整備が完了した場合、その都度速やかに完了届を提

出するように指導することとする。

(2) 市町村の長は、森林保健施設の整備が認定された森林保健機能増進計画の内容に従って行われているか否かについて、その整備中の調査及び整備の完了後の完了確認を実施するとともに、整備後の森林保健施設の維持運営、植生の状況、保全施設及び森林施業の実施等の状況についても適宜調査し、必要に応じ指導することとする。

(3) 市町村の長は、認定を受けた森林所有者が森林保健施設の維持運営の状況について毎年度ごとに報告をするよう指導することとする。

6 認定の取消し

I の 7 の (2) の指導には、適正な森林保健施設の整備及び維持運営が含まれることとする。この場合、法第16条第2号（森林経営計画の遵守違反）については、森林の施業のみならず、整備しようとする森林保健施設の位置、種類、規模、配置及び構造並びにその実施時期並びに当該施設の維持運営に関する事項の実施が含まれていることに留意すること。

7 様式

(1) 森林経営計画書

ア 森林保健機能増進計画についての森林経営計画書は、特別措置法第6条第2項の事項が記載されておればよく、様式は特に定めないが、模範例を付録8のとおり定めたので、これに沿うよう指導されたい。

イ 森林保健機能増進計画については、次の図書を添付することとする。

① 位置図

民有林・国有林界、保安林の区域、保健機能森林の区域、森林保健機能増進計画に係る森林経営計画の区域及び計画対象森林の区域の位置を明示した縮尺5万分の1以上の地形図

② 区域図

計画対象森林の区域、保安林の区域、特別措置法第6条第3項第2号の比率が適用される小流域の区域、森林保健施設の位置、これらを明示するのに必要な都道府県界及び市町村界並びに計画対象森林の区域に係る土地の地番及び形状を明示した縮尺5千分の1以上の図面

③ 森林保健施設等計画図

非植生状態・植生状態別の森林保健施設の位置、切土・盛土の位置、これらに係る保安林の区域並びに土地の地番及び形状を明示した図面

④ 法面の断面図

法面、土質、施行前の地盤面及び法面保護の方法を示す図面

⑤ 切土・盛土の工法及び土量並びに残土処理に関する図書

⑥ 保全施設等設計図

擁壁、えん堤、排水路、調整池等の安全施設の設計図及び設計根拠を示す書類

⑦ 建築物等の概要図

⑧ 森林保健施設等の整備に要する資金の額及びその調達方法を記載した書類

⑨ 計画対象森林の現況を明らかにする写真

- ⑩ 計画対象森林に法第25条第1項第10号に掲げる目的の達成のために指定された保安林がある場合には、当該指定に係る考え方を記載した書類
 - ⑪ その他参考となる事項を記載した書類
- (2) 変更後の森林経営計画書
変更後の森林経営計画書においても、(1)と同様、様式は特に定めないが、付録8を参考とすること。
 - (3) 都道府県知事に認定の同意を求める書面
特別措置法第6条第4項の規定により市町村長が都道府県知事に同意を求める書面の様式の模範例は、付録9のとおりとする。
 - (4) 森林経営計画の変更に関する通知書
法第13条の森林経営計画の変更に関する通知書の様式の模範例は、付録10のとおりとする。
 - (5) 着手届及び完了届
森林保健施設の着手届及び完了届の様式の模範例は、付録11のとおりとする。
 - (6) 調書
2の(3)に規定する調書の様式の模範例は、付録12のとおりとする。

付録1 森林法施行規則第34条の森林経営計画書の様式

(表紙)

森林経営計画書
(林班計画・区域計画・属人計画)
(単独・共同)

1. 計画期間

(自 年 月 日)
(至 年 月 日)

2. 計画対象森林の所在等

(単位 : ha)

計画対象森林の所在等		計画対象森林面積	
所在	面積		うち人工林
計			

他の森林経営計画の対象森林との重複状況		
認定権者	認定番号	計画対象森林面積
計		

(記載注意事項)

1. 表題の次の括弧については、林班計画、区域計画又は属人計画の計画の種類別の別、及び単独又は共同による認定請求者の別（林班計画及び区域計画に限る。）について、該当するものに○をつける。
2. 変更の場合にあっては、表題の次に（変更）と、当該森林経営の計画期間の下に（変更後の森林経営計画に従って施業及び保護を開始しようとする日、○年○月○日）と記載するものとし、以下の表の記載は、変更に係る部分について、変更前の計画にあっては黒書きとし、変更後の計画にあっては赤書きとする。
3. 災害その他やむを得ない理由により森林経営計画において定められている施業及び保護ができなかった場合又は当該森林経営計画において定められていない施業及び保護を行った場合にあっては、その事実の発生後の変更においてその事実を以下の表に記載する際には括弧を付して赤書きとする。
4. 「計画対象森林の所在等」の「所在」には、林班計画においては計画対象森林を含む市町村名及び林班番号、区域計画においては計画対象森林を含む市町村名及び一体整備相当区域名、属人計画においては計画対象森林を含む市町村名を記載する。
「計画対象森林の所在等」の「面積」には、林班計画に限って小流域（林班又は隣接する複数林班）の合計面積を記載し、当該面積の内数として令第3条第1号に定める農林水産大臣の定める告示に従い、市町村の長が認定に際して指定する合計面積を括弧を付して記載する。
「計画対象森林面積」には、計画対象森林の合計面積を記載し、当該面積の内数として令第3条第1号に定める農林水産大臣の定める告示に従い、市町村の長が認定に際して指定する合計面積を括弧を付して記載する。また、計画対象森林の面積の内数として人工林の合計面積を記載する。
5. 「他の森林経営計画の対象森林との重複状況」には、計画対象森林が他の森林経営計画の対象森林に含まれている場合に、当該森林経営計画の認定権者、認定番号及び計画対象森林の合計面積を記載する。なお、当該欄の記載は、他の計画事項に係る変更認定請求をする際にあわせて変更することとして差し支えない。

(本文)

1 森林の経営に関する長期の方針

(1) 森林の経営に関する基本方針

ア 森林の多面的機能を高度に発揮しうる森林経営

(記載注意事項)

森林の経営に関する基本方針については、森林の多面的機能を高度に発揮しうる森林経営について記載する。

なお、生物多様性の保全について、公益的機能別施業森林区域の内外別に以下の項目に準拠して記載する。

① 保護地域の内外別（必須）、遷移段階、森林の分断状況などを踏まえた保護の取組

（自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、特別母樹林、史跡名勝記念物などの保護面積及び対象森林に占める割合を記載）

※ 保護地域内の森林がない場合にあつては、天然林の保全方法など生物多様性の保全のための森林の施業及び保護の方針について記載する。

② 森林性の在来種の数、絶滅のおそれのある野生生物の種の数及びその保護の取組（任意）

イ 目標とする森林の姿とそれに向けた森林施業及び保護

(記載注意事項)

継続的に森林経営計画を立て、これに基づいて、持続的な森林整備・保全や、目指す森林の姿とそれに向けた森林施業及び保護など40年以上の期間に係る森林経営についての基本方針を記載する。

(2) 公益的機能別施業森林区域の内外別の長期の伐採立木材積及び造林面積

区域	期 間	伐採立木材積 (m ³)	造林面積 (ha)	うち	備考
				植栽 (ha)	
公益的機能別施業森林以外の森林	I 分期				
	II 分期				
	III 分期				
	IV 分期				
	V 分期				
	VI 分期				
	VII 分期				
	VIII 分期				
	合 計				
公益的機能別施業森林	I 分期				
	II 分期				
	III 分期				
	IV 分期				
	V 分期				
	VI 分期				
	VII 分期				
	VIII 分期				
	合 計				

(記載注意事項)

1. 伐採立木材積及び造林面積について、5年（分期）ごとに区分し、40年間について記載する。

2. 材積は、主伐に係るものにつき立方メートルを単位とし、小数第1位以下を四捨五入する。

3. 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入する。

(3) 森林の経営の規模の拡大に関する長期の方針（任意）

(記載注意事項)

適切な施業及び保護を推進するために、効率的な作業システムの導入、路網整備の推進、森林経営計画への参加の働きかけ、林業事業者等への長期の受委託及びその推進に向けた合意形成など、森林の経営の規模拡大及び必要な作業路網その他の施設の設置及び維持管理に関する方針を記載する。

(4) その他参考とすべき事項

森林経営計画の継続性の有無	有 ・ 無
---------------	-------

(記載注意事項)

- 森林経営計画の始期が、旧計画の終期から継続している場合には「有」に、旧計画の終期から継続しておらず、又は旧計画がない場合には「無」に○をつける。その他、森林経営計画の作成上、特に考慮した事項を記載する。
- そのほか、森林経営計画の作成上特に考慮した事項その他参考とすべき事項を記載する。

※ 森林の経営の共同化に関する長期の方針は、4の森林の経営の共同化に関する事項において一括して記載する。

2 森林の現況及び伐採計画等

(1) 森林の現況及び伐採計画等

所在場所		森林計画的伐採対象森林の内外の別	森林の区分等 公有的機能別施業森林等の区分 施業方法等	(1) 森林の現況					(2) 伐採計画				(3) 造林計画				(4) 保育計画	(5) 保護計画	計画対象森林の追加時期	備考
都道府県	市町村(大字)(番)			面積(ha)	樹種又は人工林天然林の別	樹高(m)	林齢	立木材積(m ³)	施業履歴 間伐 主伐 時期 面積(ha) 時期 面積(ha)	摘要	主伐	計画の間伐対象森林の内外の別	伐採方法 皆伐 択伐 等の別 その他	伐採面積(ha)	伐採立木材積(m ³)	時期				
(ここに具体的な森林データが記載される領域)																				
合 計																				
摘 要																				

(記載注意事項)

- 「所在場所」の記載は、同一地番の森林については、その森林の現況を異にするものがある場合又は森林の現況は同じであるが森林経営計画の期間内の施業及び保護を異にするものがある場合には、その同一地番の森林をその現況又は施業を異にするものごとに区分し、その区分した森林につき連続番号を付してこれを「地番」に併記する(その区分した森林が森林簿の林班、小班に一致するときは、その林班、小班の記号を用いる。)
- 「計画的伐採対象森林の内外の別」については、計画対象森林のうち規則第36条第1号イからニまでに定める除外森林以外の森林について(内)と記載する。

3. 「森林の区分等」の「公益的機能別施業森林等の区分」には、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林にあつては（水）、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林にあつては（土）、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林にあつては（快）、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林にあつては（保）、木材の生産機能の維持増進を図るための森林にあつては（木）、その他の公益的機能別施業森林にあつては（他）と記載する。
4. 「森林の区分等」の「施業方法等」には、市町村森林整備計画において定められている公益的機能別施業森林の区域のうち、伐期の延長を推進すべき森林にあつては（延）、複層林施業を推進すべき森林（択伐による複層林施業を推進すべき森林を除く。）にあつては（複）、択伐による複層林施業を推進すべき森林にあつては（択複）、長伐期施業を推進すべき森林にあつては（長）と記載し、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあつては（育）と記載する。
5. 「森林の現況」（「面積」及び「人工林天然林の別」を除く。）、「伐採計画」及び「造林計画」には、複層林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあつては上層木、下層木等の層ごとに区分して、特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあつては特定広葉樹の樹種と一般樹種（規則第39条第2項第7号に規定する一般樹種をいう。）とに区分して、それぞれ複数の段に分けて記載する。
6. 「面積」の記載は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入する。
7. 「材積」の記載は、立方メートルを単位とし、小数第1位以下を四捨五入する。
8. 「本数」の記載は、ヘクタール当たりの本数を記載する。
9. 「樹種」又は「林相」には、スギ、ヒノキ、カラマツ、クヌギ等の樹種を記載するとともに、針葉樹林にあつては（針）と、広葉樹林にあつては（広）と、混交林にあつては（混）と、竹林にあつては（竹）と、未立木地にあつては（未）と、伐採跡地にあつては（跡）と、湿地、風衝地等の更新困難地にあつては、（湿困）、（風困）等と記載する。
10. 「樹高」は、規則第36条第1号に規定する計画的伐採対象森林の人工林について記載する。
11. 「林齢」は、更新年度を第1年として計算するものとする。年齢の異なる立木が混在する森林のうち複層林等で、林齢の区分が明確な森林にあつては、上層木、下層木等に区分して、層ごとに樹種又は林相、林齢及び立木材積を記載する。林齢の区分が明確でない森林については、林齢は、その異なる立木の年齢の平均値とし、あわせてその異なる年齢の範囲を併記する。
12. 「施業履歴」の「間伐」には、森林経営計画の始期前10年以内に実施された間伐について、その実施の時期及び面積を記載する。「施業履歴」の「主伐」には、森林経営計画の始期前5年以内に実施された主伐について、その実施の時期及び面積を記載する。
13. 「森林の現況」の「摘要」には、地域森林計画において要整備森林とされている森林、市町村森林整備計画において立木の伐採方法を特定されている森林、法第10条の10第2項の規定により要間伐森林である旨が通知されている森林、防風林等農地又は林地の保護のための森林その他施業上特殊な取扱いをする森林についてその旨を記載する。
14. 主伐及び造林の時期は、1年間を超えない期間とする。この際、計画対象森林の森林所有者が租税特別措置法第30条の2の適用を受けようとする個人である場合にあつては暦年ごとに区分する。
15. 「計画的間伐対象森林の内外の別」には、規則第36条第1号に規定する計画的伐採対象森林のうち人工植栽に係るもの（一箇所当たり0.3ヘクタール以下のものを除く。）であつて計画期間内に主伐が予定されておらず、樹冠疎密度が10分の8以上の森林について計画の始期において標準伐期齢未満の森林にあつては過去5年以上、標準伐期齢以上の森林にあつては過去10年以上間伐の履歴のない森林を参考に、（内）と記載する。
16. 「伐採方法」の「皆伐択伐等の別」には、間伐にあつては単木、列状等選木方法を記載する。また、「伐採方法」の「その他」には、択伐率、間伐率等を記載する。
17. 「造林方法」には、人工造林、ぼう芽更新、天然下種更新等を記載する。なお、再造林の場合は（再）と、拡大造林の場合は（拡）と記載する。また、天然更新補助作業を行う場合は（補助）と記載する。
18. 「造林計画」の「摘要」には、伐採後に更新が確保されていなかった場合の植栽樹種及び規則で定める植栽本数を植栽する旨、記載する。
19. 「保育計画」には、下刈り、つる切り、除伐等の保育の種類を記載する。なお、保育計画については、当該欄における箇所別の記載のほか、下段の「摘要」に保育の種類別の計画面積の総量を記載しても差し支えない。
20. 保護計画の欄には、森林の保護のための伐採について、その時期と面積を記載する。
21. 「計画対象森林の追加時期」には、計画期間中に新たに追加する計画対象森林について、当該追加に係る森林経営計画の変更の認定請求をする年月日を記載する（当該変更認定請求の時点で他の森林経営計画の対象となっていない森林に限る。）。
22. 「備考」には、地域森林計画において要整備森林とされている場合には、同計画に定められてい

る実施すべき伐採及び造林の時期を、法第10条の10第2項の規定により要間伐森林である旨が通知されている場合には同項の規定による通知に定められている実施すべき間伐又は保育の時期を記載する。

また、災害による被災森林について復旧の施業を行うために当該施業に先だって行う計画変更にあつてはその旨を、災害その他やむを得ない理由により森林経営計画において定められている施業及び保護ができなかった場合又は当該森林経営計画において定められていない施業及び保護を行った場合には、その旨を記載する。さらに、主伐を計画する森林がある場合は、通し番号を記載し、別途添付する当該森林の区域を示した図面における表示と一致させる。

23. 2以上の市町村にわたるものにあつては、市町村ごとに小計して別葉とし、都道府県ごとに再計して合計を記載する。

24. 下段の「摘要」には、必要に応じて保育計画を記載するほか計画に関して特記すべき事項を記載する。

(2) 要整備森林又は要間伐森林とされている森林の保育その他の施業の計画

要整備森林又は要間伐森林の別	所 在 場 所					施業の区分	施業の種類	面積 (ha)	時期	備考
	都道府県	市町村 (郡)	字 (大字)	地番	森林所有者名					
	合 計									

(記載注意事項)

1. 地域森林計画において要整備森林とされている森林及び法第10条の10第2項の規定により要間伐森林である旨が通知されている森林の間伐、保育その他の施業の計画を記載する。
2. 「所在場所」の記載は、同一地番の森林については、その森林の現況を異にするものがある場合又は森林の現況は同じであるが森林経営計画の期間内の施業を異にするものがある場合には、その同一地番の森林をその現況又は施業を異にするものごとに区分し、その区分した森林につき連続番号を付してこれを「地番」に併記する（その区分した森林が森林簿の林班、小班に一致するときは、その林班、小班の記号を用いる。）。
3. 「施業の区分」には、間伐、保育又はその他と記載する。
4. 「施業の種類」は、保育についてはつる切、除伐等、その他については病虫害の防除等地域森林計画において定められ、又は法第10条の10第2項の規定により通知された実施すべき施業の方法を記載する。
5. 「面積」は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入するとともに、施業の種類ごとに細計、施業の区分ごとに小計を、要整備森林又は要間伐森林の別に計を記載する。
6. 2以上の市町村にわたるものにあつては、市町村ごとに小計して別葉とし、都道府県ごとに再計して合計を記載する。
7. 「備考」には、地域森林計画において定められ、又は法第10条の10第2項の規定により通知された実施すべき施業の時期を記載する。

3 森林の保護に関する事項

(1) 森林の保護

(記載注意事項)

火災、病虫害害、気象害の予防のために行う森林の巡視、境界の管理等の取組や、自発的に実施するアセスメント、長期のモニタリング調査、民間森林認証の取得状況や意向について記載する。

(2) 火入れを実施する森林に関する事項

所	都道府県	
在	市町村 (郡)	

場所	字（大字）	
	地番	
	森林所有者名	
火入れの時期		年 月 日～ 年 月 日（ 日間）
火入れの目的		1. 地ごしらえ 2. 害虫駆除
火入れ方法		
防火体制	火入れ従事者	人
	防火帯	延長 メートル、 幅員 メートル
	器具	
火入れ責任者		

（記載注意事項）

実施箇所ごとに記載する。

4 森林の経営の共同化に関する事項

(1) 共同して行う森林の経営の長期の方針

（記載注意事項）

共同して実施する森林の施業及び保護その他の共同化に関する方針について記載する。

なお、林班計画又は区域計画を共同して作成する場合にあっては、当該森林経営計画を共同して作成する者からの申出に応じて委託を受けて行う森林の経営に関する方針について記載する。

また、林班計画又は区域計画の認定請求者は、当該計画対象森林を含む林班内の他の森林所有者による森林経営計画への参画に協力する旨を記載する。

一方、属人計画を作成する場合にあっては、属人計画の対象森林を含む林班に所在する森林について自ら森林の経営を行う者からの申出に応じて、当該属人計画の対象森林を含む林班計画を作成する旨を記載する。

（認定請求者ごとの計画期間内の伐採立木材積及び間伐面積等）

認定請求者の氏名	計画対象森林の面積（ha）	伐採可能材積（m ³ ）	計画期間内の伐採立木材積（m ³ ）	うち超過伐採材積（m ³ ）	計画的間伐対象森林の面積（ha）	うち単層林の状態にある複層林施業森林の面積（ha）	うち要間伐森林及び要整備森林（単層林状態にある複層林施業森林を除く。）の面積（ha）	うち標準伐期未達の森林（単層林の状態にある複層林施業森林 要間伐森林及	うち標準伐期以上の森林（単層林の状態にある複層林施業森林 要間伐森林及	間伐の下限面積（ha）	計画期間内の間伐面積（ha）	うち計画的間伐対象森林の面積（ha）	うち単層林の状態にある複層林施業森林の面積（ha）	うち要間伐森林（単層林の状態にある複層林施業森林を除く。）の面積（ha）	うち左記以外の森林の面積（ha）	備考
																備考

							面積 (ha)	び要整備森林を除く。 の面積 (ha)	び要整備森林を除く。 の面積 (ha)						
計															

(記載注意事項)

1. 本表は、計画期間内における認定請求者ごとに伐採立木材積、間伐面積の実施数量を記載し、認定請求者間の合意形成を図ることを目的として作成するものであることから、計画全体で明らかに施業の実施基準を満たす場合など、本表を作成しなくとも認定請求者間の合意形成が図られる場合は省略できる。
2. 「面積」は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入する。
3. 「材積」は、立方メートルを単位とし、小数第1位以下を四捨五入する。
4. 「伐採可能材積」には、規則付録第3の算式により算出される材積を記載する。
5. 「計画期間内の伐採立木材積」には、間伐を除く伐採立木材積を記載する。また、当該材積が伐採可能材積を超えるときは、その超える材積を「うち超過伐採材積」に記載する。
6. 「計画的間伐対象森林の面積」には、規則第36条第1号に規定する計画的伐採対象森林のうち人工植栽に係るもの（一箇所当たり0.3ヘクタール以下のものを除く。）であって計画期間内に主伐が予定されておらず、樹冠疎密度が10分の8以上の森林の面積について、計画の始期において標準伐期齢未満の森林にあつては過去5年以上、標準伐期齢以上の森林にあつては過去10年以上間伐の履歴のない森林の面積を記載する。また、その内数として、単層林の状態にある複層林施業森林の面積並びにこれ以外の標準伐期齢以上の森林及び標準伐期齢未満の森林に区分し、それぞれの面積を記載する。なお、樹種が異なり標準的な間伐の間隔が異なる場合には、欄を分けて小計を記載するとともに「備考」に樹種を記載する。
7. 「間伐の下限面積」には、規則付録第2の算式により算出される面積を記載する。
8. 林班計画において、認定請求者に区域計画又は属人計画の認定森林所有者等が含まれる場合は、当該者に係る面積の記載（計画対象森林の面積及び間伐の下限面積の記載は除く。）は括弧書とし、計については括弧書で記載された面積を外数とする。この場合、「備考」には区域計画又は属人計画の計画期間を記載する。

(2) 共同して行う森林の経営の種類及びその実施の方法

ア 共同で実施する施業の種類（造林、保育、伐採（間伐を含む）等）

(記載注意事項)

共同で実施することにより、作業の効率化や適期の実施を図る施業の種類及び方法等を記載する。

一体整備相当区域内における効率的かつ持続的な森林の経営を推進するため、一体整備相当区域内の森林を対象とする林班計画、区域計画又は属人計画の認定請求者は、当該一体整備相当区域内の森林を対象とする他の森林経営計画の認定森林所有者等と連携して効率的な森林の施業の実施に努める旨を記載する。

イ 共同で実施する保護の種類

(記載注意事項)

火災、病虫獣害、気象害の予防のために行う森林の巡視、境界の管理等の取組を記載する。

一体整備相当区域内における効率的かつ持続的な森林の経営を推進するため、一体整備相当区域内の森林を対象とする林班計画、区域計画又は属人計画の認定請求者は、当該一体整備相当区域内の森林を対象とする他の森林経営計画の認定森林所有者等と連携して効率的かつ効果的な森林の保護の実施に努める旨を記載する。

ウ その他

(記載注意事項)

労務の相互提供の方法、林業事業者等への共同による発注方法、種苗その他の資材の共同購入

方法、高性能林業機械の共同利用等を記載する。

(3) その他の共同化に関する事項

ア 森林作業道等の施設の設置

(記載注意事項)

森林作業道、土場、作業場等一体として整備することを相当とする森林内に設置する全ての共同利用施設に関し、その設置方法及び利用に関する事項その他(2)に記載された施業及び保護の共同実施の実効性を担保するための措置を記載するとともに、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者及び当該森林の土地の所有者の全員の合意の状況を記載する。

一体整備相当区域内における効率的かつ持続的な森林の経営を推進するため、一体整備相当区域内の森林を対象とする林班計画、区域計画又は属人計画の認定請求者は、当該一体整備相当区域内の森林を対象とする他の森林経営計画の認定森林所有者等と連携して森林作業道等の施設の効率的かつ効果的な設置に努める旨を記載する。

森林作業道については、起点、終点、路線名及び延長(概数)を記載する。

イ 森林作業道等の維持管理

(記載注意事項)

森林作業道、土場、作業場等一体として整備することを相当とする森林内に存する全ての共同利用施設に関し、その維持管理の方法及び利用に関する事項その他(2)に記載された施業及び保護の共同実施の実効性を担保するための措置を記載するとともに、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者及び当該森林の土地の所有者の全員の合意の状況を記載する。

一体整備相当区域内における効率的かつ持続的な森林の経営を推進するため、一体整備相当区域内の森林を対象とする林班計画、区域計画又は属人計画の認定請求者は、当該一体整備相当区域内の森林を対象とする他の森林経営計画の認定森林所有者等と連携して森林作業道等の効率的かつ効果的な維持管理に努める旨を記載する。

森林作業道については、番号を付した上で起点、終点、路線名及び延長を記載するとともに、添付書類である規則第37条第1項第1号口に掲げる事項を表示した図面に当該番号及び線形を記載する。

5 経営の規模拡大の目標等

(1) 経営の規模拡大の目標

(記載注意事項)

地形、資源の賦存状況、高性能林業機械の配置状況等を踏まえ、森林経営の委託等により森林経営の規模拡大を行う者の氏名又は名称及び住所及びその目標を記載する。

(2) 作業路網及び作業システム等

(記載注意事項)

市町村森林整備計画(基幹路網)に係る路網整備水準や既設の森林作業道の設置状況、地形、林況等を踏まえ、計画期間内に作業路網の設置を予定する森林について、作業システムごとに、当該作業システムを採用する森林の区域及び森林作業道の整備量を記載する。

(3) その他森林の経営の規模拡大に関する事項

(記載注意事項)

森林経営計画に参画していない森林所有者等への働きかけ、間伐材の利用促進その他(1)に記載された施業の集約化の実効性を担保するための措置を記載する。

付録2 森林経営計画の認定の請求をした者に対する認定書の様式

森林経営計画認定書

認定番号

年 月 日

殿

市町村長(都道府県知事、農林水産大臣) 氏名

印

平成 年 月 日に認定請求のあった森林経営計画については、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第33条第 号 に掲げる場合に該当し、(森林法(昭和26年法律第249号)第19条第1項の規定に基づき、)これを適当であると認定する。

- (注) 1. 認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を附して、24-1のように記載する。
 2. 市町村長が認定権者となる場合は、本文の「(森林法(昭和26年法律第249号)第19条第1項の規定に基づき)」を削除する。
 3. 変更後の認定番号について、当該森林経営計画の変更回数と、変更年度を(注)1の認定番号の次に(変1-25)のように記載する。
 4. 変更の場合にあつては、表題の次に(変更)と記載するとともに、本文の「認定請求」の前に「変更」を追記する。

付録3 森林法第13条の森林経営計画の変更に関する通知書の様式

森林経営計画の変更に関する通知書

年 月 日

殿

市町村長(都道府県知事、農林水産大臣) 氏名

印

認定番号第 号をもって認定した森林経営計画が下記のとおり森林法第11条第5項第 号に掲げる要件に適合しなくなったので、同法第13条の規定により森林経営計画を変更するよう通知する。

記

該 当 条 項	理 由	備 考

(注)「理由」には、森林法第11条第5項の要件に適合しなくなった内容につき具体的に記入すること。

付録4 森林法第16条の認定の取消通知書の様式

森林経営計画認定の取消通知書

年 月 日

殿

市町村長(都道府県知事、農林水産大臣) 氏名

印

認定番号第 号をもって認定した森林経営計画について下記により認定の取消しをしたので通知する。

記

該 当 条 項	理 由	備 考

- (注) 1. 「理由」には、その取消理由を具体的に記入すること。
 2. 「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、この通知があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、処分庁に対して異議申立てをすることができる。また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があつたことを知った日から6か月以内に、処分庁を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、処分があつたことを知った日から6か月以内であっても処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)」旨を記載すること。

付録5 森林経営計画認定簿

森林経営計画認定簿

森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者	計画の種類	計画期間	当初認定		変更認定			
					第1回		第2回	
			認定請求年月日	認定年月日・番号	変更認定請求年月日	変更認定年月日・番号	変更認定請求年月日	変更認定年月日・番号

(記載注意事項)

1. 共同して作成された森林経営計画の場合は、「森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者」に（共同）と記載し、併せて当該森林経営計画の認定を受けた森林所有者等の氏名を記載する。
2. 森林保健機能増進計画を全部又は一部とする森林経営計画については、「計画の種類」に（保健）と記載する。
3. 第3回以降の変更認定にあつては、必要に応じ様式を追加して記載する。

付録6 森林経営計画実行簿

森林経営計画実行簿

森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者名 (認定番号)		計画期間	自 年 月 日 至 年 月 日		
伐採可能材積 (m ³)		間伐の下限面積 (ha)			
施業種類	時	計画内容	実施状況	届出月日	不遵守の概要と指導の状況
伐採立木材積 (m ³)	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	計			—	
間伐面積 (ha)	—				
造林面積 (ha)	1				
	2				
	3				
	4				
	5				

	6				
	計			—	
うち植栽 (ha)	1	-----			
	2	-----			
	3	-----			
	4	-----			
	5	-----			
	6	-----			
	計			—	
(摘要)					

(記載注意事項)

1. 計画内容は、変更認定の都度訂正を行う。
2. 「伐採可能材積」には、規則付録第3の算式により算出される材積を記載する。
3. 「間伐の下限面積」には、規則付録第2の算式により算出される面積を記載する。
4. 実施状況は、1年分をまとめて記載する。
5. 不遵守の概要と指導の状況については、計画どおり実行されなかった箇所の概要、それに対する指導の状況等を記載する（必要に応じて別葉とする。）。
6. 「摘要」には、必要に応じて規則第38条第9号の規定に基づく伐採材積の調整状況について記載するほか、計画の実行を確保する上で特記すべき事項を記載する。

付録7 森林経営計画事業簿

森林経営計画事業簿

認定番号	計画期間	伐採立木材積 (m ³)	間伐面積 (ha)	作成日	
				年	月 日
				造林面積 (ha)	うち植栽 (ha)
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
合計					

(記載注意事項)

1. 計画の認定番号の順に、計画期間（5年）の伐採立木材積（主伐）、間伐面積、造林面積及び植栽面積の計画量の合計を森林経営計画実行簿から転記する。
2. 事業簿は、年度当初に作成するものとし、年度内にそれぞれの森林経営計画の変更があった場合に、必ずしも訂正をする必要はない。

付録8 森林法施行規則第34条の書面の様式

(表紙)

森林経営計画書
(林班計画・区域計画・属人計画)
(単独・共同)

1. 計画期間

(自 年 月 日)
(至 年 月 日)

2. 計画対象森林の所在等

(単位：ha)

計画対象森林の所在等		計画対象森林面積	
所在	面積		うち人工林
計			

他の森林経営計画の対象森林との重複状況		
認定権者	認定番号	計画対象森林面積
計		

(記載注意事項)

1. 表題の次の括弧については、林班計画、区域計画又は属人計画の計画の種類別の別、及び単独又は共同による認定請求者の別（林班計画及び区域計画に限る。）について、該当するものに○をつける。
2. 変更の場合にあっては、表題の次に（変更）と、当該森林経営の計画期間の下に（変更後の森林経営計画に従って施業及び保護を開始しようとする日、○年○月○日）と記載するものとし、以下の表の記載は、変更に係る部分について、変更前の計画にあっては黒書きとし、変更後の計画にあっては赤書きとする。
3. 災害その他やむを得ない理由により森林経営計画において定められている施業及び保護ができなかった場合又は当該森林経営計画において定められていない施業及び保護を行った場合にあっては、その事実の発生後の変更においてその事実を以下の表に記載する際には括弧を付して赤書きとする。
4. 「計画対象森林の所在等」の「所在」には、林班計画においては計画対象森林を含む市町村名及び林班番号、区域計画においては計画対象森林を含む市町村名及び一体整備相当区域名、属人計画においては計画対象森林を含む市町村名を記載する。
 「計画対象森林の所在等」の「面積」には、林班計画に限って小流域（林班又は隣接する複数林班）の合計面積を記載し、当該面積の内数として令第3条第1号に定める農林水産大臣の定める告示に従い、市町村の長が認定に際して指定する合計面積を括弧を付して記載する。
 「計画対象森林面積」には、計画対象森林の合計面積を記載し、当該面積の内数として令第3条第1号に定める農林水産大臣の定める告示に従い、市町村の長が認定に際して指定する合計面積を括弧を付して記載する。また、計画対象森林の面積の内数として人工林の合計面積を記載する。
5. 「他の森林経営計画の対象森林との重複状況」には、計画対象森林が他の森林経営計画の対象森林に含まれている場合に、当該森林経営計画の認定権者、認定番号及び計画対象森林の合計面積を記載する。なお、当該欄の記載は、他の計画事項に係る変更認定請求をする際にあわせて変更することとして差し支えない。

(本文)

1 森林の経営に関する長期の方針

(1) 森林の経営に関する基本方針

ア 森林の多面的機能を高度に発揮しうる森林経営

(記載注意事項)

森林の経営に関する基本方針については、森林の多面的機能を高度に発揮しうる森林経営について記載する。

なお、生物多様性の保全について、公益的機能別施業森林区域の内外別に以下の項目に準拠して記載する。

① 保護地域の内外別（必須）、遷移段階、森林の分断状況などを踏まえた保護の取組

（自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、特別母樹林、史跡名勝記念物などの保護面積及び対象森林に占める割合を記載）

※ 保護地域内の森林がない場合にあつては、天然林の保全方法など生物多様性の保全のための森林の施業及び保護の方針について記載する。

② 森林性の在来種の数、絶滅のおそれのある野生生物の種の数及びその保護の取組（任意）

イ 目標とする森林の姿とそれに向けた森林施業及び保護

(記載注意事項)

継続的に森林経営計画を立て、これに基づいて、持続的な森林整備・保全や、目指す森林の姿とそれに向けた森林施業及び保護など40年以上の期間に係る森林経営についての基本方針を記載する。

(2) 公益的機能別施業森林区域の内外別の長期の伐採立木材積及び造林面積

区域	期 間	伐採立木材積 (m ³)	造林面積 (ha)	うち	備考
				植栽 (ha)	
公益的機能別施業森林以外の森林	I 分期				
	II 分期				
	III 分期				
	IV 分期				
	V 分期				
	VI 分期				
	VII 分期				
	VIII 分期				
	合 計				
公益的機能別施業森林	I 分期				
	II 分期				
	III 分期				
	IV 分期				
	V 分期				
	VI 分期				
	VII 分期				
	VIII 分期				
	合 計				

(記載注意事項)

- 伐採立木材積及び造林面積について、5年（分期）ごとに区分し、40年間について記載する。
- 材積は、主伐に係るものにつき立方メートルを単位とし、小数第1位以下を四捨五入する。
- 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入する。

(3) 森林の経営の規模の拡大に関する長期の方針（任意）

3. 「森林の区分等」の「公益的機能別施業森林等の区分」には、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林にあつては（水）、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林にあつては（土）、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林にあつては（快）、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林にあつては（保）、木材の生産機能の維持増進を図るための森林にあつては（木）、その他の公益的機能別施業森林にあつては（他）と記載する。
4. 「森林の区分等」の「施業方法等」には、市町村森林整備計画において定められている公益的機能別施業森林の区域のうち、伐期の延長を推進すべき森林にあつては（延）、複層林施業を推進すべき森林（択伐による複層林施業を推進すべき森林を除く。）にあつては（複）、択伐による複層林施業を推進すべき森林にあつては（択複）、長伐期施業を推進すべき森林にあつては（長）と記載し、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあつては（育）と記載する。
5. 「森林の現況」（「面積」及び「人工林天然林の別」を除く。）、「伐採計画」及び「造林計画」には、複層林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあつては上層木、下層木等の層ごとに区分して、特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあつては特定広葉樹の樹種と一般樹種（規則第39条第2項第7号に規定する一般樹種をいう。）とに区分して、それぞれ複数の段に分けて記載する。
6. 「面積」の記載は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入する。
7. 「材積」の記載は、立方メートルを単位とし、小数第1位以下を四捨五入する。
8. 「本数」の記載は、ヘクタール当たりの本数を記載する。
9. 「樹種」又は「林相」には、スギ、ヒノキ、カラマツ、クヌギ等の樹種を記載するとともに、針葉樹林にあつては（針）と、広葉樹林にあつては（広）と、混交林にあつては（混）と、竹林にあつては（竹）と、未立木地にあつては（未）と、伐採跡地にあつては（跡）と、湿地、風衝地等の更新困難地にあつては、（湿困）、（風困）等と記載する。
10. 「樹高」は、規則第36条第1号に規定する計画的伐採対象森林の人工林について記載する。
11. 「林齢」は、更新年度を第1年として計算するものとする。年齢の異なる立木が混在する森林のうち複層林等で、林齢の区分が明確な森林にあつては、上層木、下層木等に区分して、層ごとに樹種又は林相、林齢及び立木材積を記載する。林齢の区分が明確でない森林については、林齢は、その異なる立木の年齢の平均値とし、あわせてその異なる年齢の範囲を併記する。
12. 「施業履歴」の「間伐」には、森林経営計画の始期前10年以内に実施された間伐について、その実施の時期及び面積を記載する。「施業履歴」の「主伐」には、森林経営計画の始期前5年以内に実施された主伐について、その実施の時期及び面積を記載する。
13. 「森林の現況」の「摘要」には、地域森林計画において要整備森林とされている森林、市町村森林整備計画において立木の伐採方法を特定されている森林、法第10条の10第2項の規定により要間伐森林である旨が通知されている森林、防風林等農地又は林地の保護のための森林その他施業上特殊な取扱いをする森林についてその旨を記載する。
14. 主伐及び造林の時期は、1年間を超えない期間とする。この際、計画対象森林の森林所有者が租税特別措置法第30条の2の適用を受けようとする個人である場合にあつては暦年ごとに区分する。
15. 「計画的間伐対象森林の内外の別」には、規則第36条第1号に規定する計画的伐採対象森林のうち人工植栽に係るもの（一箇所当たり0.3ヘクタール以下のものを除く。）であつて計画期間内に主伐が予定されておらず、樹冠疎密度が10分の8以上の森林について計画の始期において標準伐期齢未満の森林にあつては過去5年以上、標準伐期齢以上の森林にあつては過去10年以上間伐の履歴のない森林を参考に、（内）と記載する。
16. 「伐採方法」の「皆伐択伐等の別」には、間伐にあつては単木、列状等選木方法を記載する。また、「伐採方法」の「その他」には、択伐率、間伐率等を記載する。
17. 「造林方法」には、人工造林、ぼう芽更新、天然下種更新等を記載する。なお、再造林の場合は（再）と、拡大造林の場合は（拡）と記載する。また、天然更新補助作業を行う場合は（補助）と記載する。
18. 「造林計画」の「摘要」には、伐採後に更新が確保されていなかった場合の植栽樹種及び規則で定める植栽本数を植栽する旨、記載する。
19. 「保育計画」には、下刈り、つる切り、除伐等の保育の種類を記載する。なお、保育計画については、当該欄における箇所別の記載のほか、下段の「摘要」に保育の種類別の計画面積の総量を記載しても差し支えない。
20. 保護計画の欄には、森林の保護のための伐採について、その時期と面積を記載する。
21. 「計画対象森林の追加時期」には、計画期間中に新たに追加する計画対象森林について、当該追加に係る森林経営計画の変更の認定請求をする年月日を記載する（当該変更認定請求の時点で他の森林経営計画の対象となっていない森林に限る。）。
22. 「備考」には、地域森林計画において要整備森林とされている場合には、同計画に定められてい

場所	字（大字）	
	地番	
	森林所有者名	
火入れの時期		年 月 日～ 年 月 日（ 日間）
火入れの目的		1. 地ごしらえ 2. 害虫駆除
火入れ方法		
防火体制	火入れ従事者	人
	防火帯	延長 メートル、 幅員 メートル
	器具	
火入れ責任者		

（記載注意事項）

実施箇所ごとに記載する。

4 森林の経営の共同化に関する事項

(1) 共同して行う森林の経営の長期の方針

（記載注意事項）

共同して実施する森林の施業及び保護その他の共同化に関する方針について記載する。

なお、林班計画又は区域計画を共同して作成する場合にあっては、当該森林経営計画を共同して作成する者からの申出に応じて委託を受けて行う森林の経営に関する方針について記載する。

また、林班計画又は区域計画の認定請求者は、当該計画対象森林を含む林班内の他の森林所有者による森林経営計画への参画に協力する旨を記載する。

一方、属人計画を作成する場合にあっては、属人計画の対象森林を含む林班に所在する森林について自ら森林の経営を行う者からの申出に応じて、当該属人計画の対象森林を含む林班計画を作成する旨を記載する。

（認定請求者ごとの計画期間内の伐採立木材積及び間伐面積等）

認定請求者の氏名	計画対象森林の面積（ha）	伐採可能材積（m ³ ）	計画期間内の伐採立木材積（m ³ ）	うち超過伐採材積（m ³ ）	計画的間伐対象森林の面積（ha）	うち単層林の状態にある複層林施業森林の面積（ha）	うち要間伐森林及び要整備森林（単層林状態にある複層林施業森林を除く。）の面積（ha）	うち標準伐期未達の森林（単層林の状態にある複層林施業森林 要間伐森林及	うち標準伐期以上の森林（単層林の状態にある複層林施業森林 要間伐森林及	間伐の下限面積（ha）	計画期間内の間伐面積（ha）	うち計画的間伐対象森林の面積（ha）	うち単層林の状態にある複層林施業森林の面積（ha）	うち要間伐森林（単層林の状態にある複層林施業森林を除く。）の面積（ha）	うち左記以外の森林の面積（ha）	備考
																備考

							面積 (ha)	び要整備森林を除く。 の面積 (ha)	び要整備森林を除く。 の面積 (ha)							
計																

(記載注意事項)

1. 本表は、計画期間内における認定請求者ごとに伐採立木材積、間伐面積の実施数量を記載し、認定請求者間の合意形成を図ることを目的として作成するものであることから、計画全体で明らかに施業の実施基準を満たす場合など、本表を作成しなくとも認定請求者間の合意形成が図られる場合は省略できる。
2. 「面積」は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入する。
3. 「材積」は、立方メートルを単位とし、小数第1位以下を四捨五入する。
4. 「伐採可能材積」には、規則付録第3の算式により算出される材積を記載する。
5. 「計画期間内の伐採立木材積」には、間伐を除く伐採立木材積を記載する。また、当該材積が伐採可能材積を超えるときは、その超える材積を「うち超過伐採材積」に記載する。
6. 「計画的間伐対象森林の面積」には、規則第36条第1号に規定する計画的伐採対象森林のうち人工植栽に係るもの（一箇所当たり0.3ヘクタール以下のものを除く。）であって計画期間内に主伐が予定されておらず、樹冠疎密度が10分の8以上の森林の面積について、計画の始期において標準伐期齢未満の森林にあつては過去5年以上、標準伐期齢以上の森林にあつては過去10年以上間伐の履歴のない森林の面積を記載する。また、その内数として、単層林の状態にある複層林施業森林の面積並びにこれ以外の標準伐期齢以上の森林及び標準伐期齢未満の森林に区分し、それぞれの面積を記載する。なお、樹種が異なり標準的な間伐の間隔が異なる場合には、欄を分けて小計を記載するとともに「備考」に樹種を記載する。
7. 「間伐の下限面積」には、規則付録第2の算式により算出される面積を記載する。
8. 林班計画において、認定請求者に区域計画又は属人計画の認定森林所有者等が含まれる場合は、当該者に係る面積の記載（計画対象森林の面積及び間伐の下限面積の記載は除く。）は括弧書とし、計については括弧書で記載された面積を外数とする。この場合、「備考」には区域計画又は属人計画の計画期間を記載する。

(2) 共同して行う森林の経営の種類及びその実施の方法

ア 共同で実施する施業の種類（造林、保育、伐採（間伐を含む）等）

(記載注意事項)

共同で実施することにより、作業の効率化や適期の実施を図る施業の種類及び方法等を記載する。

一体整備相当区域内における効率的かつ持続的な森林の経営を推進するため、一体整備相当区域内の森林を対象とする林班計画、区域計画又は属人計画の認定請求者は、当該一体整備相当区域内の森林を対象とする他の森林経営計画の認定森林所有者等と連携して効率的な森林の施業の実施に努める旨を記載する。

イ 共同で実施する保護の種類

(記載注意事項)

火災、病虫獣害、気象害の予防のために行う森林の巡視、境界の管理等の取組を記載する。

一体整備相当区域内における効率的かつ持続的な森林の経営を推進するため、一体整備相当区域内の森林を対象とする林班計画、区域計画又は属人計画の認定請求者は、当該一体整備相当区域内の森林を対象とする他の森林経営計画の認定森林所有者等と連携して効率的かつ効果的な森林の保護の実施に努める旨を記載する。

ウ その他

(記載注意事項)

労務の相互提供の方法、林業事業者等への共同による発注方法、種苗その他の資材の共同購入

方法、高性能林業機械の共同利用等を記載する。

(3) その他の共同化に関する事項

ア 森林作業道等の施設の設置

(記載注意事項)

森林作業道、土場、作業場等一体として整備することを相当とする森林内に設置する全ての共同利用施設に関し、その設置方法及び利用に関する事項その他(2)に記載された施業及び保護の共同実施の実効性を担保するための措置を記載するとともに、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者及び当該森林の土地の所有者の全員の合意の状況を記載する。

一体整備相当区域内における効率的かつ持続的な森林の経営を推進するため、一体整備相当区域内の森林を対象とする林班計画、区域計画又は属人計画の認定請求者は、当該一体整備相当区域内の森林を対象とする他の森林経営計画の認定森林所有者等と連携して森林作業道等の施設の効率的かつ効果的な設置に努める旨を記載する。

森林作業道については、起点、終点、路線名及び延長(概数)を記載する。

イ 森林作業道等の維持管理

(記載注意事項)

森林作業道、土場、作業場等一体として整備することを相当とする森林内に存する全ての共同利用施設に関し、その維持管理の方法及び利用に関する事項その他(2)に記載された施業及び保護の共同実施の実効性を担保するための措置を記載するとともに、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者及び当該森林の土地の所有者の全員の合意の状況を記載する。

一体整備相当区域内における効率的かつ持続的な森林の経営を推進するため、一体整備相当区域内の森林を対象とする林班計画、区域計画又は属人計画の認定請求者は、当該一体整備相当区域内の森林を対象とする他の森林経営計画の認定森林所有者等と連携して森林作業道等の効率的かつ効果的な維持管理に努める旨を記載する。

森林作業道については、番号を付した上で起点、終点、路線名及び延長を記載するとともに、添付書類である規則第37条第1項第1号口に掲げる事項を表示した図面に当該番号及び線形を記載する。

5 経営の規模拡大の目標等

(1) 経営の規模拡大の目標

(記載注意事項)

地形、資源の賦存状況、高性能林業機械の配置状況等を踏まえ、森林経営の委託等により森林経営の規模拡大を行う者の氏名又は名称及び住所及びその目標を記載する。

(2) 作業路網及び作業システム等

(記載注意事項)

市町村森林整備計画(基幹路網)に係る路網整備水準や既設の森林作業道の設置状況、地形、林況等を踏まえ、計画期間内に作業路網の設置を予定する森林について、作業システムごとに、当該作業システムを採用する森林の区域及び森林作業道の整備量を記載する。

(3) その他森林の経営の規模拡大に関する事項

(記載注意事項)

森林経営計画に参画していない森林所有者等への働きかけ、間伐材の利用促進その他(1)に記載された施業の集約化の実効性を担保するための措置を記載する。

6 森林保健施設の位置、種類規模、配置及び構造並びにその実施時期

(1) 総括表

(単位：箇所、㎡)

小流域 の区分	利用形態	対象 森林 面積	面的施設		小規模分散施設		線的施設		計		備考
			箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	
	非植生状態利用	—									
	小計										
	非植生状態利用	—									
	植生状態利用	—			—	—					
	小計										
	非植生状態利用	—									

計	植生状態利用	—			—	—							
	小計												

- (注) 1. 「小規模分散施設」とは、施行規則別表3の(1)のハの小規模建築物を分散させて建築するものを、「線的施設」とは施行規則別表1の(2)のロの遊歩道等を、「面的施設」とは小規模分散施設及び線的施設以外の森林保健施設をいう。
2. 「小計」及び「計」の面積は、2の表の「面積」及び「伐採面積」の小流域ごとの小計及び計に一致させること。
3. 保安林がある場合には、「備考」に保安林種別面積を記載すること。

(2) 面的施設

小流域の区分	箇所番号	施設の種類	所在場所			非植生・植生別	面積(㎡)	傾斜度	樹冠疎密度	建築物の建築面積(㎡)	構造			距離(㎡)	実施時期	備考
			市町村(郡)	字(大字)	地番						建築物高さ(㎡)	切土盛土高(㎡)	その他			
		小計														
		小計														
		計														

- (注) 1. 「箇所番号」は、計画図等の図面の中に示す森林保健施設の番号と一致させること。
2. 「施設の種類」は、森林保健施設ごとに名称を付して種類を記載し、その森林保健施設内の個別施設の内訳を下段に記載すること。
3. 「面積」は、1箇所の森林保健施設の面積及びその森林保健施設の区域内の個別施設ごと、地番ごとに記載すること。なお、保安林がある場合には、「備考」に保安林種別面積を記載すること。また、個別施設のうち、施行規則別表3の(2)のロに該当する建築物に係る土地の面積は括弧書とすること。なお、植生状態の森林保健施設の場合には、当該建築物の土地以外に非植生状態の土地の部分があるときは、その面積についても区分して括弧書とすること。
4. 小流域の区分ごとの「小計」及び「計」の各欄は、「面積」についてのみ非植生、植生に区分して記載すること。
5. 「非植生・植生別」「傾斜度」「樹冠疎密度」の各欄は、森林保健施設ごとに記載すること。
6. 「構造」の「切土高・盛土高」は、最大高を記載することとし、「その他」には、木造、鉄筋コンクリート、コンクリート舗装、バラス敷、平屋、2階建て等を記載すること。なお、舗装等により土地を被覆する場合には、透水性及び排水処理に配慮した内容について「備考」に記載すること。
7. 「距離」は、隣接する森林保健施設、対象森林の境界又は皆伐箇所までの距離の最小値を記載すること。
8. 「実施時期」は、森林保健施設ごとに、その整備着手年及び整備完了年を記載すること。
9. 保全施設（森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行令（平成2年政令第113号）第1条第1号から第4号までに掲げる施設の保全上必要な施設をいう。）については、各欄に記載するほか、「備考」にその保全の対象とする森林保健施設名を記載すること。
10. 敷地が森林として取り扱われている既存の施設についても本表に記載し、「実施時期」に既設である旨を記載すること。

(3) 小規模分散施設

小流域	箇所	施設	所在場所			面積	伐採等面積	傾斜	建築物		構造			距離	実施	備考
			市	字	地				戸	1の建	高	切土	そ			

域 の 区 分	番 号	の 種 類	町 村 郡	(大字)	番	(m)	積 (m)	度	数 (戸)	築 築 物 積 (m)	さ (m)	高 盛 土 高 (m)	の 他	離 (m)	時 期	考
	小	計														
	小	計														
	計															

- (注) 1. 「箇所番号」、「施設の種類の」、「傾斜度」、「距離」及び「実施時期」の各欄については、(2)の(注)のそれぞれに同じ。
2. 「伐採等面積」は、小規模建築物、連絡路等の整備のために立木の伐採又は土地の形質の変更を行う面積を記載すること。
3. 「面積」、「伐採等面積」及び「建築物の建築面積」の各欄は、施設と地番ごとに記載すること。保安林がある場合には「面積」及び「伐採等面積」に保安林面積を〔 〕書きとし、「備考」にそれぞれの保安林種別面積を記載すること。
4. 「1 建築物の建築面積」は二段書きとし、上段には建築面積の平均値を記載し、下段には建築面積の最小値及び最大値を最小値～最大値と記載すること。
5. 小流域の区分ごとの「小計」及び「計」は、「面積」及び「伐採等面積」についてのみ記載すること。
6. 連絡路等がある場合は、「備考」に立木を伐採する幅又は土地の形質の変更を行う幅及び延長を記載すること。

(4) 線的施設

小 流 域 の 区 分	箇 所 番 号	施 設 の 種 類	所 在 場 所			非 植 生 ・ 植 生 別	面 積 (m ²)	傾 斜 度	伐 採 等 の 幅 (m)	延 長 (m)	備 考
			市 町 村 (郡)	字 (大字)	字						
	小	計									
	小	計									
	計										

- (注) 1. 「箇所番号」、「施設の種類の」、「面積」、小流域区分ごとの「小計」、「被植生・植生別」及び「傾斜度」の各欄については、(2)の(注)のそれぞれに同じ。
2. 伐採等の幅とは立木を伐採する幅又は土地の形質の変更を行う幅をいう。「伐採等の幅」は二段書きとし、上段には当該幅の平均値を記載し、下段には当該幅の最小値及び最大値を最小値～最大値と記載すること。
3. 他の森林保健施設の一部を併用する場合には、その重複部分についてはその土地の利用形態に応じてどちらかの施設に計上すること。なお、他の線的森林保健施設と併用する旨及び当該部分の延長を「備考」に記載すること。

(5) その他

安全施設、衛生施設等の設置計画、生活廃棄物等の処理計画等については、適宜の様式で記載すること。

7 施設の維持運営

(1) 運営主体

当該森林経営計画の認定請求者自らが運営する場合は自営と記載し、委託を行う場合には、その旨を委託等の相手方の氏名及び住所を記載し、委託等の契約書の写しを添付する。

(2) 運営方法

- ① 当該施設に係る料金等の有無、有料の場合は料金等の価額を記載する。
- ② 当該施設に係る開園期間及び開園時間を記載する。
- ③ 当該施設の管理人の有無等を記載する。

(3) 防火体制

防火体制について記載する。

(4) その他

当該認定請求者等が森林保健施設の設置、運営等に経験等を有していればその内容を記載する。

付録9 森林の保健機能の増進に関する特別措置法第6条第4項の規定により都道府県知事に同意を求める書面

森林保健機能増進計画をその全部（一部）とする
森林経営計画の認定について

年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長 印

下記の森林経営計画について適当である旨の認定をしたいので、森林の保健機能の増進に関する特別措置法第6条第4項の規定により同意を求めます。

記

請求者氏名	認定請求年月日

(注意事項)

計画書の写し及び森林保健機能増進計画調書を添付する。

付録10 森林法第13条の森林経営計画の変更に関する通知書の様式

森林経営計画の変更に関する通知書

年 月 日

殿

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣）氏名

印

認定番号第 号をもって認定した森林経営計画が下記のとおり森林法第11条第5項第 号又は森林の保健機能の増進に関する特別措置法第6条第3項第 号に掲げる要件に適合しなくなったので、森林法第13条の規定により森林経営計画を変更するよう通知する。

記

該当条項	理由	備考

(注)「理由」には、森林法第11条第5項又は森林の保健機能の増進に関する特別措置法第6条第3項の要件に適合しなくなった内容につき具体的に記入すること。

付録11

着手届の様式

森林保健施設整備着手届

年 月 日

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣）殿

住 所
申請者氏名 印

認定番号第 号をもって認定を受けた森林経営計画に基づき、下記の森林保健施設の整備に着手するので届け出ます。

なお、立木の伐採及び整備する森林保健施設の面積等については認定を受けた森林経営計画の内容と相違はありません。

記

1 整備する森林保健施設

施設番号	森林保健施設名	所在場所			着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日
		市町村 (郡)	字 (大字)	地番		

2 備考

- (注) 1. 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
 2. 保全施設（政令第1条第1号から第4号までに掲げる施設の保全上必要な施設）について記載すること。
 3. 備考には、計画している森林保健施設のうち着手届を提出していない森林保健施設についての今後の予定を記載すること。
 4. 森林保健施設の整備についての行政庁の許可等の処分を必要とする場合は、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては当該処分があったことを証する書類）を添付すること。

完了届の様式

森林保健施設整備完了届

年 月 日

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣）殿

住 所
申請者氏名 印

認定番号第 号をもって認定を受けた森林経営計画に基づき、下記の森林保健施設の整備が完了したので届け出ます。

記

1 整備が完了した森林保健施設

施設番号	森林保健施設名	所在場所			完了年月日
		市町村 (郡)	字 (大字)	地番	

--	--	--	--	--	--

2 備考

- (注) 1. 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
 2. 保全施設（森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行令第1条第1号から第4号までに掲げる施設の保全上必要な施設をいう。）についても記載すること。
 3. 備考には、着手届を提出した森林保健施設のうち完了届を提出していない森林保健施設についての整備の進捗状況、整備が完了する時期の見込み等を記載すること。

付録12 森林保健機能増進計画調書の様式

森林保健機能増進計画調書

地域森林計画区名	
整理番号	

1 対象森林の状況

森 林 の 所 在 場 所			
森所有 林者	権 利 の 種 類		
	住 所 ・ 氏 名		
	所 有 形 態 (比 率)		
面 積	保 健 機 能 森 林 面 積 (全 体)	ha	
	対 象 森 林 面 積	ha	
森 林 の 現 況	気 象	年 平 均 降 水 量	mm
		気 温	平均 °C、最高 °C、最低 °C
		季 節 風 等	
	地 況	標 高	平均 m、最高 m、最低 m
		地 質	
		土 壌	
		傾 斜	平均 °・最大 °・最小 °
	林 況	災 害 の お そ れ の あ る 箇 所 等	
		林 相 (人 工 林 ・ 天 然 林 別)	
		主 要 樹 種 及 び 混 合 歩 合	
林 齢			
生 育 状 況			
上 層 木 の 期 待 平 均 樹 高			
社 会 的 経 済 的 条 件	周 村 係 辺 と 市 の 町 関	周 辺 市 町 村 名	
		人 口	千人
		距 離	km
	交 通 手 段 及 び 時 間		
	周 辺 の 土 地 利 用 状 況		
	周 辺 の 関 連 施 設		
	市 町 村 及 び 地 域 住 民 の 意 向 評 価		適 ・ 不 適
区 域 の 保 健 機 能	保 安 指 況 健 林 定 保 の 状	指 定 区 域	
		指 定 年 月 日 (予 定 も 含 む)	
		指 定 施 業 要 件	
	機 能 分 類 (地 域 森 林 計 画)		
	景 観		
	河 川 ・ 湖 沼 等		
	史 跡 等		
	森 林 の 魅 力 度 評 価		適 ・ 不 適
保 以 林 況 健 外 の	保 安 林 の 種 類		
	指 定 区 域		

保の指 安保定 林安状	指 定 年 月 日 (予 定 も 含 む)	
	指 定 施 業 要 件	
	治 山 事 業 等	

2 計画内容

計 画 が 有 効 か つ 適 切	森 林 の 経 営 方 法		適	・	否		
	施 設 の 整 備 形 態		適	・	否		
	施 業 と 施 設 の 連 携		適	・	否		
	防 災 施 設 そ の 他 の 施 設 の 設 置 等	工 防 事 災 中 対 の 策	施 設 の 有 無	有	・	無	
			方 法	施 設 の 設 置 目 的			
				水 の 処 理			
				土 砂 流 出 防 止			
		工 防 事 災 後 対 の 策	方 法	施 設 の 有 無	有	・	無
				施 設 の 設 置 目 的			
				水 の 処 理			
			土 砂 流 出 防 止				
		利 用 者 の 安 全 対 策		適	・	否	
		飲 料 水 、 衛 生 施 設 の 設 置		有	・	無	
		山 火 事 防 止 等 防 火 対 策		適	・	否	
		管 理 施 設 等					
計 画 が 具 体 的 実	事 業 に つ い て の 許 認 可 等	許 認 可 等 の 要 否	要	・	否		
		関 係 法 令 名					
	賃 金 関 係						
	信 用 状 況						
	技 術 の 保 有						
実 施 上 の 阻 害 要 因							
評 価		適	・	不 適			
森 林 施 設 の 区 域 を 計 画 内 容 を 除 く	皆 伐 施 業	皆 伐 可 能 面 積		ha			
		総 面 積		ha			
		一 箇 所 の 最 大 面 積		ha			
		他 の 箇 所 と の 最 大 距 離	建 築 面 積 が 500㎡ 以 上 の 施 設		m		
			上 記 以 外 の 施 設 及 び 他 の 皆 伐 箇 所		m		
		対 象 森 林 の 境 界		m			
	跡 地 更 新 の 方 法						
	そ の 他 の 施 業 の 概 要	主 伐 (皆 伐 以 外)					
		跡 地 更 新 の 方 法					
		間 伐					
保 育 そ の 他							
評 価		適	・	不 適			
比 率	森 林 保 健 施 設 の 面 積	非 植 生 状 態 利 用		ha			
		植 生 状 態 利 用		ha			
		計		ha			
	対 象 森 林 に 占 め る 比 率						
	省 令 に よ り 算 定 さ れ る 比 率						
評 価		適	・	不 適			
位 置	災 害 の お そ れ の あ る 区 域 等 の 有 無		有	・	無		
	傾 斜 度	非 植 生 状 態 利 用 の 最 大 値					
		植 生 状 態 利 用 の 最 大 値					
評 価		適	・	不 適			
規	面 規 的 分 森 散 林 施 保 設 健 を 施 除 設 ぐ	区 域 面 積	樹 冠 疎 密 度 0.3 未 満	非 植 生 状 態 利 用		最 大	ha
				植 生 状 態 利 用	15° 以 上 25° 未 満	最 大	ha
		15° 未 満	最 大		ha		
		樹 冠 疎 密 度 0.3 以 上	非 植 生 状 態 利 用		最 大	ha	
			植 生 状 態 利 用	15° 以 上 25° 未 満	最 大	ha	
		15° 未 満		最 大	ha		
	建 建 築 築	樹 冠 疎 密 度 0.3 未 満		一 建 築 物 の 建 築 面 積		最 大	㎡
		で 非 植 生 状 態 利 用		区 域 内 合 計 面 積		最 大	㎡

	(小)	物面の積	上記以外の区域内合計面積		最大 m ²			
			施設の種類	面積	ha	ha	ha	ha
模	区域内に小規模建物を複数分散して建築する場合（森林保健施設ごとに記入する。）		施設の名称					
			区域面積	ha	ha	ha	ha	
			伐採面積	ha	ha	ha	ha	
			区域内伐採率					
	一建築物の最大建築面積	m ²	m ²	m ²	m ²			
遊歩道等の最大幅		傾斜 15° 未満	m					
		傾斜 15° 以上 25° 未満	m					
		傾斜 25° 以上	m					
評		価	適 ・ 不適					
配置	施設間の最小距離	建築面積0.05ha以上の施設						
		上記以外の施設	m					
	対象森林の境界との最小距離	m						
評		価	適 ・ 不適					
構	建築物の高さ（樹種の区分ごとに記載）	主要樹種						
		上層木の期待平均樹高	m	m	m	m		
		周辺樹種に対応する建築物の高さの最大値	m	m	m	m		
盛土・切土	盛土高・切土高	最大 m						
	法面の緑化、崩壊防止							
造	舗装等により林地の被覆をする箇所の透水性・排水性等についての配慮事項							
	評		価	適 ・ 不適				
その他特記すべき事項								
評		価	適 ・ 不適					